水循環基本計画 原案(案)

目 次

総論 1
1 水循環と我々の関わり ・・・・・・・・・・・・1
2 本計画の位置付けと対象期間 ・・・・・・・・・・3
3 水循環の目指すべき姿 ・・・・・・・・・・・・4
4 水循環をめぐる現状と課題 ・・・・・・・・・・・5
5 本計画において重点的に取り組む主な内容 ・・・・・・・10
(1)流域マネジメントによる水循環イノベーション
~流域マネジメントの更なる展開と質の向上~
(2)健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現
~気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応~
(3) 次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承
~健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献~
6 本計画の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・12
第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針・・・・14
1 流域における総合的かつ一体的な管理 ・・・・・・・・14
(流域連携の推進等)
2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進・・15
(貯留・酒養機能の維持向上)
(健全な水循環に関する教育の推進等)
(水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施と科学技術の振興)
(水循環に関わる人材の育成)
(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)
3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保・・・・・・・20
(安全で良質な水の確保)
(水インフラの戦略的な維持管理・更新等)
(水の効率的な利用と有効利用)
(持続可能な地下水の保全と利用の推進)
(地球温暖化への対応)
(危機的な渇水への対応)

(災害への対応)
4 水の利用における健全な水循環の維持・・・・・・・・26
(水環境)
(水循環と生態系)
(水辺空間の保全、再生及び創出)
(水文化の継承、再生及び創出)
5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進・・・・・28
(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第2部			環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に べき施策・・・・・・・・・・・・・30
	1	流域	連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-
			30
		(1)	流域の範囲
		(2)	流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
		(3)	流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
		(4)	流域水循環計画
		(5)	流域水循環計画の策定プロセスと評価
		(6)	流域水循環計画策定・推進のための措置
	2	貯留	・涵養機能の維持及び向上 ・・・・・・・・34
		(1)	森林
		(2)	河川等
		(3)	農地
		(4)	都市
	3	水の	適正かつ有効な利用の促進等 ・・・・・・・・・37
		(1)	安定した水供給・排水の確保等
		ア	安全で良質な水の確保
		イ	危機的な渇水への対応
		(2)	災害への対応
		ア	災害から人命・財産を守るための取組
		イ	大規模災害時や大規模停電時における水の供給・排水シス
			テムの機能の確保等
		(3)	持続可能な地下水の保全と利用の推進
		ア	地下水マネジメント
		イ	体制の整備
		ウ	施策推進の実効性を確保するための方策
		(4)	水インフラの戦略的な維持管理・更新等
		(5)	水の効率的な利用と有効利用
		ア	水利用の合理化
		イ	雨水及び再生水の利用促進
		ウ	節水
		(6)	水環境

	(7)	水循環と生態系
	(8)	水辺空間
	(9)	水文化
	(10)	水循環と地球温暖化
		ア	適応策
		1	緩和策
	4	健全	な水循環に関する教育の推進等 ・・・・・・・・54
	(]	1)	水循環に関する教育の推進
	(2	2)	水循環に関する普及啓発活動の推進
	5	民間	団体等の自発的な活動を促進するための措置 ・・・・57
	6	水循	環施策の策定及び実施に必要な調査の実施 ・・・・・59
	(]	1)	流域における水循環の現状に関する調査
	(2	2)	気候変動による水循環への影響とそれに対する適応に関す
			る調査
	7	科学	技術の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・61
	8	国際	的な連携の確保及び国際協力の推進 ・・・・・・・64
	(]	1)	国際連携
	(2	2)	国際協力
	(;	3)	水ビジネスの海外展開
	9	水循	環に関わる人材の育成 ・・・・・・・・・・・69
	(]	1)	産学官民が連携した人材育成と国際人的交流
第3部	フ	く循環	罪に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため
	1:	こ必要	要な事項・・・・・・・・・・・・・・70
	1	水循	環に関する施策の効果的な実施 ・・・・・・・・・70
	2	関係	者の責務及び相互の連携・協力 ・・・・・・・・70
	3	水循	環に関して講じた施策の公表 ・・・・・・・・・71

総論

1 2

3

1 水循環と我々の関わり

4 (水循環)

- 5 水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌などの他の環境の
- 6 自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵
- 7 を与え続けてきた。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与
- 8 え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた。

9

(我が国の地形・気候特性と水)

- 11 我が国は、世界有数の多雨地帯であるモンスーンアジアの東端に位置し、
- 12 年平均降水量は約1,700mmと世界平均の約1.6倍である。しかしながら、国土
- 13 が東西及び南北にそれぞれ約3,000kmに及び、その国土の中央部に脊梁山脈が
- 14 そびえていること等により、降水量は地域的、季節的に偏っており、水資源を
- 15 安定的に利用する面からは容易ではない条件となっている。また、地形が急
- 16 峻であることから、降った雨は一気に河川に流れることになり、洪水が発生
- 17 しやすいといった特性を有するとともに、我が国の都市や農地の多くが、主
- 18 に河川の作用により形成された沖積平野に立地しており洪水氾濫の危険にさ
- 19 らされている。このような条件下で、人々は地域の特性に応じ様々な工夫を
- 20 凝らして、災害による被害を軽減しつつ水を利用する努力を続けてきた。降
- 21 った雨は地表水又は地下水となって流下し、生活用水、工業用水、農業用水、
- 22 発電用水等として活用されるとともに、再び河川や地下水に環元されたもの
- 23 についても利用されている。このように我々の暮らす国土は、水循環と極め
- 24 て密接な関係の下に形成されている。

2526

(水の恵み)

- 27 水は地球上の全ての生命、特に人類が営む社会生活にとって不可欠なもの
- 28 であり、古から人の営みの基礎として、社会、文化の繁栄を支え、国民に大き
- 29 な「恵み」を与えてきた。
- 30 我が国における人と水との関わりを見てみると、稲作が伝来したのは縄文
- 31 時代後期といわれ、弥生時代にはかんがい用の水路を備えた水田が出現し、
- 32 本格的な水田農業が始まった。中世までは大規模な土木工事を行わなくても

- 1 水が利用できる地域で水田農業が営まれ、その後、治水や利水技術が発達し、
- 2 江戸時代以降、大河川の氾濫原などのこれまで開発できなかった地域で新田
- 3 開発が積極的に行われるようになり、これらによって人の営みと水の利用が
- 4 一体となった国土が築かれてきた。
- 5 現在、水の恵みは、河川の源流から河口、海域に至る間の各地域において、
- 6 多様な地域社会と文化を育み、今日の我々の豊かな暮らしの基盤となってい
- 7 る。

9

(社会の発展と水)

- 10 古来より、我が国では、流域の上流と下流との間で農業用水の利用等を巡
- 11 る幾多の争いと調整を通じて水利用に係る合意形成が図られてきた。このよ
- 12 うな水利秩序の形成を通じて、水利用の大宗を成す農業用水が流域内で繰り
- 13 返し利用されるなど、水の循環が生み出されてきた。また、度重なる洪水や渇
- 14 水の被害を軽減しつつ、その時々の経済・技術の状況に応じ、河川や流域に働
- 15 きかけてきた。今日の東京の繁栄の基礎を築いた「利根川の付け替え」では、
- 16 江戸を利根川の水害から守り、新田を開発する、舟運を開いて交通・輸送体系
- 17 を整備する、都市的土地利用を可能とするなど、「災い」を「恵み」に転じて
- 18 きた。
- 19 明治以降、我が国の近代化を進めていく中で、治水対策が進められるとと
- 20 もに、人口の急増と都市への集中に対し、新たな水需要を満たすための水資
- 21 源の開発が進められた結果、洪水被害は一定程度軽減され、ほとんどの国民
- 22 が水道による水の供給を受けている状況が実現した。また、水道、下水道整備
- 23 等により、コレラやチフスなどの水系伝染病による被害が軽減された。
- 24 戦後の急激な社会経済の成長期には、工業地帯等における地下水の過剰な
- 25 汲上げによる広域的な地盤沈下や生活排水、工場排水等による水質汚濁が深
- 26 刻化した。法律や条例等による採取規制や河川水への転換などの地下水保全
- 27 対策が実施された結果、近年では大きな地盤沈下は見られなくなった。また、
- 28 下水道、農業集落排水施設、浄化槽などの汚水処理施設の普及や工場等の排
- 29 水規制の強化、地下浸透規制の導入に伴い、河川、湖沼、地下水等の水質は、
- 30 全体としては改善してきた。なお、水力発電は、戦後の復興期のエネルギー需
- 31 要を支え、現在でも発電過程で二酸化炭素を発生させない重要なクリーンエ
- 32 ネルギーとなっている。

(健全な水循環の必要性)

- 2 これまで、人の営みの中で水が利活用され現在の豊かな社会や文化が築か
- 3 れてきたが、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候
- 4 変動などの様々な要因が水循環に変化を生じさせたことにより、洪水、渇水、
- 5 生態系への影響など様々な問題が顕著となっている。
- 6 我が国において、将来にわたって水災害(水害、土砂災害及び渇水被害をい
- 7 う。以下同じ。)から国民の生命及び財産を守り、豊かな社会を継承し、より
- 8 一層発展させていくためには、水が人類共通の財産であることを再認識し、
- 9 水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全
- 10 な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが
- 11 不可欠である。

12

1

1314

2 本計画の位置付けと対象期間

15 (本計画の位置付け)

- 16 水循環に関する施策については、健全な水循環の維持又は回復という目標
- 17 を共有し、これら個別の施策を相互に連携・調整しながら進めていくことが
- 18 重要である。また、政府全体で総合的に調整しながら進めていくことが必要
- 19 となる施策も多い。
- 20 こうしたことから、平成26年7月に水循環基本法(平成26年法律第16号。以
- 21 下「法」という。)が施行され、内閣総理大臣を本部長とする水循環政策本部
- 22 が設置された。また、同月、第1回水循環政策本部会合が開催され、幹事会の
- 23 設置が決定された。
- 24 本計画は、法第1条に規定する目的を達成するため、法第13条の規定に基
- 25 づいて、我が国の水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため
- 26 に策定するものであり、我が国の水循環に関する施策の基本となる計画とし
- 27 て位置付けられる。
- 28 また、本計画以外の水循環に関する計画と連携し、政府一体となって健全
- 29 な水循環の維持又は回復に向けた取組を進めるものである。

30

31

(本計画の対象期間)

32 平成27年7月に水循環基本計画を閣議決定し、これまで当該計画に基づき、

- 1 所要の施策を実施してきたところである。計画策定後約5年が経過し、その
- 2 間の水循環に関する情勢の変化を勘案し、水循環に関する施策の効果に関す
- 3 る評価を踏まえて、必要な変更を行うこととした。
- 4 本計画は、今後10年程度を念頭に置きつつ更に長期的な視点を踏まえなが
- 5 ら、令和2年度からの5年間を対象期間として策定する。
- 6 なお、本計画は、おおむね5年ごとに見直しを行い、必要な変更を加えるも
- 7 のとする。

9

10

3 水循環の目指すべき姿

11 (健全な水循環の維持又は回復)

- 12 法においては、「「水循環」とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、
- 13 海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環する
- 14 こと」とされている。また、「「健全な水循環」とは、人の活動及び環境保全
- 15 に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環」とされている。このこ
- 16 とは、健全な水循環の維持又は回復に当たっては、人の生活や産業活動等に
- 17 果たす水の役割と自然環境に果たす水の役割が適切なバランスで維持されな
- 18 ければならないことを意味している。
- 19 また、将来にわたり健全な水循環の維持又は回復がなされるためには、地
- 20 球温暖化に伴う気候変動等を踏まえた対応、少子高齢化、人口減少、過疎化や
- 21 産業構造に関する今後の長期的な変化等を踏まえた対応が必要である。

22

23 (目指すべき姿)

- 24 我が国は、世界有数の多雨地帯に位置しており、河川・湖沼等の地表水や地
- 25 下水といった様々な形態により、生活用水、工業用水、農業用水等として良質
- 26 かつ豊かな水の恵みを安定的に享受できることが重要である。
- 27 国土の多くを占める森林や農地においては、雨水を一時的に貯留し、水質
- 28 を浄化する水源涵養機能に加え、土壌の流出の防止、生態系の保全、教育・体
- 29 験学習の場の提供などの多面的機能が持続的に維持・発揮されることが必要
- 30 である。
- 31 流域の各地域においては、その地形、地質等の特性や水利用の実情に応じ
- 32 て、適正な水量や水質が確保されることにより、地域の水環境や生態系が保

- 1 全されるとともに、地域が危機的な渇水に対応できることが重要である。
- 2 また、近年の気候変動等により異常気象が頻発・激甚化しており、いかなる
- 3 水災害が発生しようとも、人命の保護が最大限図られ、国民の財産及び公共
- 4 施設に係る被害を最小化することが求められる。
- 5 こうした中、国民一人一人が、水の大切さを理解するとともに、河川の源流
- 6 から河口、海域に至る全ての地域の関係者が健全な水循環の維持又は回復に
- 7 向けて積極的に関わり、協力することが必要である。
- 8 健全な水循環を次世代に継承するためには、子どもから大人までの幅広い
- 9 世代の国民が身近な水辺空間や水文化と触れ合い、人の生活に果たす水の恩
- 10 恵を理解し、健全な水循環の維持又は回復に向けて流域の様々な関係者と協
- 11 力することが重要である。
- 12 水インフラ(貯留から利用、排水に至るまでの過程において水の利用を可
- 13 能とする施設全体を指すものであり、河川管理施設、水力発電施設、農業水利
- 14 施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等をいう。以下同じ。)は、人
- 15 の生活や産業活動を支える基盤であり、適切な維持管理・更新、耐震化等が必
- 16 要である。
- 17 我が国は、かつての著しい水質汚濁と広域かつ深刻な地盤沈下を克服して
- 18 得た技術や経験、水に関連する優れた制度を有しており、アジア太平洋地域
- 19 をはじめ、世界各地域における開発途上国が抱える水問題の解決に貢献する
- 20 ことが期待されている。
- 21 他方、地下水を含めた水循環の挙動解析や実態解明、水災害リスクの影響
- 22 予測等の水循環に関する科学技術については、産学官が連携して調査研究、
- 23 技術開発を行い、その成果を健全な水循環の実現に生かすことが重要である。

24

4 水循環をめぐる現状と課題

27 ア これまでに実施した主な施策

- 28 平成27年7月に閣議決定した水循環基本計画に基づき、各府省庁が連携し
- 29 ながら、水循環に関する施策を着実に実施してきた。主な施策を以下に示す。

30

31

(流域連携の推進等)

32 ○流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、地方公共団体等が令和2年1

- 1 月までに44計画の流域水循環計画を策定した。
- 2 ○流域の総合的かつ一体的な管理に関する地方公共団体等の取組を支援する
- 3 ため、平成30年7月に「流域マネジメントの手引き」を作成するとともに、
- 4 平成30年7月及び令和元年10月にその優良事例をまとめた「流域マネジ
- 5 メントの事例集」を作成した。

7

(貯留・涵養機能の維持及び向上)

- 8 ○森林が有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の整備
- 9 や保全の取組を推進した。
- 10 ○河川や下水道において、洪水や雨水を安全に流下させるため、雨水を貯留
- 11 又は地下に浸透させる貯留管や雨水貯留浸透施設の整備を推進した。

1213

(水の適正かつ有効な利用の促進等)

- 14 ○令和元年 10 月に水道法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 92 号)が
- 15 施行され、水道事業の広域連携や多様な官民連携、水道事業者等による適
- 16 切な資産管理など、水道の基盤の強化を図るための施策を拡充した。
- 17 ○社会全体で河川の洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、
- 18 堤防整備、河道掘削等のハード対策に加え、平成31年1月に「「水防災意
- 20 切に組み合わせた防災・減災対策を推進した。
- 21 ○持続可能な地下水の保全と利用に関する地方公共団体等の取組を支援する
- 22 ため、令和元年8月にそのノウハウや留意点をまとめた「地下水マネジメ
- 23 ントの手順書」を作成した。
- 24 ○持続的な汚水処理システムの構築に向けて、適切な役割分担の下、下水道、
- 25 農業集落排水施設、浄化槽のそれぞれの有する特性、経済性等を総合的に
- 26 勘案して、計画的かつ効率的な生活排水対策を実施した。
- 27 ○農村地域の生態系ネットワークの保全及び回復、「森里川海」の保全、再生
- 28 等により、水辺空間の保全、再生等に対する取組を推進した。また、流域の
- 29 多様な地域社会と地域文化を継承及び再生する取組を実施した。

30

31

(健全な水循環に関する教育の推進等)

32 ○学校教育や現場見学、現場体験等により、森林や河川等の水循環に関する

- 1 教育を実施した。
- 2 ○水循環に関する普及啓発、広報として、「水の日」及び「水の週間」の関連
- 3 行事を開催するとともに、水循環に関する表彰や情報発信等を実施した。

5 (民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

- 6 ○森林、農地、水路等を保全管理する地域コミュニティの活動を支援した。
- 7 ○民間団体等の水循環に関する活動を促進するため、水に関する官民連携の
- 8 場を提供した。

9

(水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施)

- 11 ○流域における水循環の現状や実態を把握するため、公共用水域における水
- 12 量、水質、水の利用量、地下水の水位等に関する調査を実施した。
- 13 ○気候変動への対応を検討するため、気象データの精度向上、地球温暖化と
- 14 その影響の予測等に関する調査研究を実施した。

15

16 (科学技術の振興)

- 17 ○水質、地下水、地盤沈下などの解析技術、影響評価、水環境リスクの分析手
- 18 法、気候変動を観測する人工衛星等の研究開発等を実施した。

19

20 (国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

- 21 ○国際会議等の場において、我が国の水循環に関する経験や知見を海外に発
- 22 信するとともに、水、防災分野への公共投資の重要性を提言した。
- 23 ○平成30年8月に海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関す
- 24 る法律(平成30年法律第40号)が施行され、官民が連携して、我が国が
- 25 有する経験、知見、技術を活用したインフラシステムの海外展開を推進し
- 26 た。

2728

(水循環に関わる人材の育成)

- 29 ○水循環に関わる人材を育成するため、地方公共団体等の職員に対して研修
- 30 を実施した。
- 31 ○平成 27 年 9 月に国際連合が採択した持続可能な開発目標(SDG s)の達成
- 32 に貢献するため、専門家の派遣や研修員の受入れ等により、開発途上国の

水資源に携わる人材の育成を実施した。

1 2

3

イ 今後の主な課題

- 4 これまで平成 27 年 7 月に閣議決定した水循環基本計画に基づき水循環に
- 5 関する施策を着実に実施してきたところであるが、健全な水循環の維持又は
- 6 回復に当たっては、依然として以下を含む多くの課題が残されている。
- 7 このため、健全な水循環の維持又は回復のための取組を府省庁横断的に、
- 8 地方公共団体や民間とも連携して、総合的かつ一体的に推進する必要がある。

9

(流域連携)

- 11 流域の総合的かつ一体的な管理の取組については、水循環に高い関心を持
- 12 つ一部の地域において実施してきているが、全国的に見れば地域的な偏りが
- 13 見られる。また、水循環の現状や取組の効果がわかりづらいこと、地方公共団
- 14 体等の水循環に関する知見が必ずしも十分ではないことなどが課題となって
- 15 いる。

1617

(貯留・涵養機能の維持及び向上)

- 18 過疎化、少子高齢化が進行している地域を中心に、健全な水循環の維持又
- 19 は回復に資する森林、農地等について必要な手入れが十分になされないこと
- 20 により、水源涵養機能などの多面的機能の維持・発揮が困難となるおそれが
- 21 ある。また、都市化の進展等による雨水の地下浸透量の減少は、都市における
- 22 湧水の枯渇、平常時の河川流量の減少とそれに伴う水質の悪化、洪水時の流
- 23 量増加をもたらすおそれがある。

2425

(水インフラの老朽化)

- 26 水インフラは、終戦後の昭和20年代から、特に高度経済成長期以降に急速
- 27 に整備が進められており、戦後の復興と発展を支える重要な役割を果たして
- 28 きた。しかし、多くの施設において老朽化が進んでおり、地震などの大規模自
- 29 然災害により長期間にわたる機能停止が起こるリスクが増大している。

30

31

(水災害)

32 近年、我が国では、平成27年9月関東・東北豪雨、平成29年7月九州北

- 1 部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風(台風第19号)等による
- 2 激しい水害、土砂災害に相次いで見舞われ、多くの人命や財産が失われるな
- 3 どの甚大な被害が発生している。また、短時間強雨や大雨の発生頻度の増加
- 4 などといった地球温暖化に伴う気候変動の影響等により、水害、土砂災害な
- 5 どが頻発・激甚化している。渇水についても、依然として毎年のように取水制
- 6 限等が実施されており、将来、気候変動により、無降水日数の増加や積雪量の
- 7 減少による渇水被害の増加が予測されており、渇水被害が頻発、長期化、深刻
- 8 化することが懸念されている。

(持続可能な地下水の保全と利用)

- 11 地盤沈下については、近年、地下水の過剰採取による大きな沈下は見られ
- 12 なくなったものの、依然として沈下が続いている地域が多数存在し、渇水時
- 13 に沈下が進行する地域もある。

1415

(水環境)

- 16 水質については、湖沼や閉鎖性海域で依然として環境基準を満足していな
- 17 い水域があるほか、事業場や非特定汚染源からの地下水の汚染、生態系の保
- 18 全などの課題が依然として残されている。

19

20 (科学技術の振興)

- 21 水インフラの老朽化、気候変動による水災害リスクの増大、水循環に伴う
- 22 物質循環の変化、地下水に関する実態把握等について、人工衛星等による監
- 23 視・観測情報も活用しつつ、分析、解明や技術開発が求められている。

2425

(生態系、水辺空間、水文化)

- 26 各流域において、人口減少や地域経済の縮小等による地域社会の衰退に加
- 27 え、自然と社会の急激な変化やその影響により、生物等の生息・生育・繁殖環
- 28 境でもある水辺空間の保全、再生、健全な水源地域の維持、多様な水文化の継
- 29 承等が困難になる状況も生じている。

30

31

(普及啓発、広報、教育)

32 日常生活の中で水に触れ合う機会が減少しており、特に若い世代において

- 1 水循環に関する認知度や水への認識、意識が低い傾向にある。このため、地域
- 2 の住民や民間団体等が水循環への理解を深め、自発的に健全な水循環の維持
- 3 又は回復に向けて取り組むことが求められている。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

- 6 世界の多くの人々にとって、安全な飲料水やトイレ等の衛生施設の継続的
- 7 な利用等が依然として困難な状態にある。SDG s の目標 6 (水・衛生) におい
- 8 て、令和12年までを期限とする目標の一つに「すべての人々の水と衛生の利
- 9 用可能性と持続可能な管理を確保する。」ことが掲げられた。また、食料不足
- 10 や農村の貧困問題については、農村コミュニティにおける水管理の組織や技
- 11 術が不十分な状態にある。さらに、アジア地域の新興国を中心として水イン
- 12 フラ整備への膨大な需要が見込まれている。このように、世界が直面してい
- 13 る水問題は多岐にわたるとともに変化しており、我が国を含む世界全体に悪
- 14 影響を及ぼしかねない。

15

16 (人材育成)

- 17 今後、我が国においては、人口規模等の社会構造が変化する中で、水イン
- 18 フラの運営や維持管理、調査研究、技術開発等の人材が不足し、適切な管理水
- 19 準の確保が困難になるおそれがある。

20

21

22

5 本計画において重点的に取り組む主な内容

- 23 これまでの水循環に関する施策の実施状況、残されている課題や社会情勢
- 24 等の変化等を踏まえ、今後おおむね5年間においては、特に以下について重
- 25 点的に取り組む。

2627

28

(1)流域マネジメントによる水循環イノベーション

~流域マネジメントの更なる展開と質の向上~

- 29 本計画においては、流域の総合的かつ一体的な管理について、一つの管理
- 30 者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、森林、河川、農地、
- 31 都市、湖沼、沿岸域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境
- 32 を適正で良好な状態に保つ又は改善するため、第2部以降の様々な取組を通

- 1 じ、流域において関係する行政などの公的機関、有識者、事業者、団体、住民
- 2 等がそれぞれ連携して活動することと考え、本計画において、これを「流域マ
- 3 ネジメント」と呼ぶこととする。
- 4 流域マネジメントの取組により、流域における一体感の創出、流域に応じ
- 5 た課題への解決策の効率的な実施、流域のブランド力の向上による地域の活
- 6 性化など、様々な効果を生み出すことが期待される。
- 7 質の高い流域マネジメントの取組を全国的に進めていくためには、地方公
- 8 共団体等の流域関係者が取組の目的、効果、課題等を理解、共有し、流域全体
- 9 の自然条件や社会条件を十分把握した上で、課題に応じた施策を効果的かつ
- 10 効率的に実施することが重要である。
- 11 このため、流域マネジメントに関する技術的な助言やノウハウの提供等に
- 12 よる地方公共団体等への支援を充実する。また、地下水を含む水循環の実態
- 13 解明に関する調査研究、流域における水循環の健全性や流域マネジメントの
- 14 施策の効果等を「見える化」する評価指標・評価手法の確立等を推進する。こ
- 15 の際、学識経験者等の協力を仰ぎ、調査研究を推進することとする。

18

(2) 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現

~気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応~

- 19 我が国では、その国土の地理的、地形的、気象的な特性により、水災害、
- 20 地震災害等の数多くの自然災害が発生している。特に、近年、地球温暖化によ
- 21 る気候変動の影響等により水災害が頻発・激甚化するとともに、危機的な渇
- 22 水リスクの増大が懸念されている。こうした状況の中で、大規模自然災害等
- 23 に対して人命・財産や重要な水インフラの被害を防止又は最小化し、水災害、
- 24 地震災害等に強くしなやかな国土、地域、経済社会を構築することが一層重
- 25 要となっている。
- 26 このため、大規模な水災害、地震災害等に備えるべく、災害リスクや地域
- 27 の状況等に応じて、政府一体となり、重要な水インフラのハード対策とソフ
- 28 ト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。また、現行の用水供
- 29 給整備水準を超える危機的な渇水を想定し、渇水によるリスクの評価に関す
- 30 る調査研究、リスク管理型の水の安定供給、渇水への適応策等に取り組む。さ
- 31 らに、地域の自然的・社会的諸条件に応じて、広域連携や官民連携も活用しつ
- 32 つ、水インフラの戦略的な維持管理・更新及び耐震化を推進する。リスク評価

- 1 等に当たっては、人工衛星等による監視・観測情報や気候変動予測などの科
- 2 学的知見に基づく検討が重要である。
- 3 また、流域マネジメントを推進することにより、洪水や地球温暖化の防止
- 4 に寄与する森林、河川、農地、都市等の貯留・涵養機能の持続的な発揮や地下
- 5 水の保全、涵養等を図るための取組を総合的に推進する。

7

8

(3) 次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承

~健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献~

- 9 我が国の国土は、水循環と極めて密接な関係の下に形成されており、その
- 10 恩恵を大いに享受し、長い歴史を経て、豊かな社会と独自の文化を作り上げ
- 11 てきた。こうした中、我が国が育んできた健全な水循環を次世代に継承する
- 12 ためには、流域の多様な主体が連携しつつ、子どもから大人まで幅広い世代
- 13 の国民が水に触れ合える機会を維持及び創出し、水循環に関する認識、意識
- 14 を醸成することが重要である。また、官民が一体となり、我が国の水循環に関
- 15 する経験、知見、技術を海外に展開するとともに、各国政府や国際機関等との
- 16 協調や国際協力を通じて、水循環の重要性を訴求しつつ、SDG s における目標
- 17 6や目標13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。」
- 18 などを達成し、また、農村における水管理の改善等を含む世界の水問題の解
- 19 決に貢献することが重要である。
- 20 このため、産学官民又は関係府省庁が連携して、健全な水循環に関する普
- 21 及啓発、広報、教育及び人材育成を推進するとともに、国民の間に広く健全な
- 22 水循環の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、「水の日」や
- 23 「水の週間」の認知度の向上等に取り組む。
- 24 また、水問題に関する国際会議等における情報発信や意見交換、開発協力、
- 25 我が国の技術、人材、規格等の活用を通じて、国際協調や国際協力を一層加速
- 26 させるとともに、官民一体となった水ビジネスの海外展開を促進することに
- 27 より、国際的な水問題の解決及び SDG s の達成に貢献する。

28

29

30

6 本計画の構成

- 31 本計画は、第1部において、現状と課題を整理した上で、社会経済情勢の変
- 32 化等を踏まえ、集中的かつ総合的に推進する取組を定めるとともに、法第3

- 1 条に規定する5つの基本理念に沿って、更に長期的な視点を踏まえながら、
- 2 今後実施すべき施策の基本的な方針について定める。
- 3 また、第2部において、第1部の基本的な方針を踏まえ、政府が総合的かつ
- 4 計画的に推進する施策を具体的に定める。なお、本計画において重点的に取
- 5 り組む主な内容(総論の5)及び水循環に関して政府が講ずべき施策(第2
- 6 部)の対応関係については、次表にとりまとめる。

本計画において重点的に取り組む主な内容と水循環に関する施策との関係

本計画に	こおいて重点的に取り組む主な内容	第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的か		
		つ計画的に講ずべき施策		
(1)	流域マネジメントによる水循環イ	1	流域連携の推進等 -流域の総合的かつ	
	ノベーション		一体的な管理の枠組み	
	~流域マネジメントの更なる展開	5	民間団体等の自発的な活動を促進するた	
	と質の向上~		めの措置	
		6	水循環施策の策定及び実施に必要な調査	
			の実施	
		7	科学技術の振興	
(2)	健全な水循環への取組を通じた安	2	貯留・涵養機能の維持及び向上	
	全・安心な社会の実現	3 (1)	安定した水供給・排水の確保等	
	~気候変動や大規模自然災害等に	3 (2)	災害への対応	
	よるリスクへの対応~	3 (3)	持続可能な地下水の保全と利用の推進	
		3 (4)	水インフラの戦略的な維持管理・更新等	
		3 (5)	水の効率的な利用と有効利用	
		3 (10)	水循環と地球温暖化	
(3)	次世代への健全な水循環による豊	3 (6)	水環境	
	かな社会の継承	3 (7)	水循環と生態系	
	~健全な水循環に関する普及啓	3 (8)	水辺空間	
	発、広報及び教育と国際貢献~	3 (9)	水文化	
		4	健全な水循環に関する教育の推進等	
		8	国際的な連携の確保及び国際協力の推進	
		9	水循環に関わる人材の育成	

9

10 さらに、第3部において、施策の効果的な実施、関係者の責務及び相互の連

11 携・協力、施策の公表など、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な

12 事項を定める。

13

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

1 2

- 3 水循環に関する施策は、それぞれ個別の目的や目標を持ちつつも、取組の
- 4 内容や関係者が密接に関連し合うことが多い。このため、施策を推進する関
- 5 係者は、水循環に関する様々な分野の情報や課題に対する共通認識をもって
- 6 流域や地域ごとの特性を踏まえた将来像を相互に共有し、より一層連携して
- 7 施策に取り組むことが必要である。
- 8 そして、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そ
- 9 のもたらす恩恵を将来にわたり享受できるようにすることが不可欠であると
- 10 の考え方の下、水循環政策本部は、水循環に関する施策を集中的かつ総合的
- 11 に推進するため、本計画の実施の推進及び関係行政機関が本計画に基づき実
- 12 施する施策の総合調整を行う。また、各府省庁は、施策の展開に当たり、健全
- 13 な水循環の維持又は回復のため、各分野を横断する施策について、効率的、効
- 14 果的な実施が図られるよう連携を図る。
- 15 また、本計画に掲げる施策を推進する過程で、制度の見直し等が必要にな
- 16 った場合は、速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。
- 17 さらに、世界に先駆けた水循環に関する施策について、積極的かつ戦略的
- 18 に情報発信に取り組む。

19

20 以下、水循環に関する施策について、その基本的な方針を示す。

流域における総合的かつ一体的な管理

2122

2425

23

- (流域連携の推進等)
- 26 流域における地形や気象状況等の自然条件により、その地域の適正な水量
- 27 や水質の確保、水源の保全と涵養、地下水の保全と利用、生態系の保全、災害
- 28 対策、災害時や渇水時等の危機管理など、水循環における課題は様々である。
- 29 また、都市部と農村部では、人口、産業構造、経済社会、自然環境の状況など
- 30 地域の特性・特徴が異なるため、地域の実情に応じた水循環のあり方が求め
- 31 られる。

1

32 また、流域の総合的かつ一体的な管理は、総論5(1)で記述したとおり、

- 1 関係する行政などの公的機関、有識者、事業者、団体、住民等の流域における
- 2 様々な主体により連携して行われるべきものであり、水災害から国民の生命
- 3 及び財産を守り、人の営みにおける水の恵沢を享受するためにも、重要であ
- 4 ることに留意する必要がある。
- 5 このため、地方公共団体、国等は、地域の実情に応じて、地方公共団体、国
- 6 の地方支分部局、有識者、利害関係者(上流の森林から下流の沿岸域までの流
- 7 域において利水、水の涵養、水環境に関わる事業者、団体、住民等)等から構
- 8 成される流域水循環協議会の設置を推進するよう努めるものとする。また、
- 9 流域マネジメントの取組を全国的に展開するためには、広範にわたる水循環
- 10 の状況、課題及び施策、全国各地の取組から得られる知見、経験を共有するこ
- 11 とが重要であることから、国は、水循環に関連する様々な情報を収集、共有で
- 12 きる環境整備の取組を推進する。
- 13 流域水循環協議会は、流域水循環計画を策定し、健全な水循環の維持又は
- 14 回復のための施策を柔軟かつ段階的に推進するよう努めるものとする。
- 15 具体的には各主体の連携・協力の下、水循環に関する施策を地域が主体と
- 16 なって推進していくため、既存の取組を踏まえつつ、流域の関係者間で地域
- 17 の水循環の課題と将来像及びこれらの解決や実現に向けた基本的方向や方策
- 18 を共有し、流域に係る水循環について流域として総合的かつ一体的にマネジ
- 19 メントを行う。
- 20 この際、人の営みと環境保全に果たす水の機能の状態は、地域によって大
- 21 きく異なること等から、健全な水循環の維持又は回復に関する目標は、既存
- 22 の様々な指標や地域の実情を踏まえ、目的に応じて分かりやすく設定するこ
- 23 とが望ましい。
- 24 これまで、水に関する関係者による個別の課題に対応した協議会等が設置
- 25 されている地域があるが、これら既存の協議会等と流域水循環協議会との関
- 26 係については、第2部の1で記述する。

29

2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進

30

- 31 (貯留・涵養機能の維持向上)
- 32 水は、大気中への蒸発、大地への降下、流下又は浸透により、海域等に至る

- 1 過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環する。健全な水循
- 2 環を維持又は回復する上で、森林、河川、農地、都市等における水の貯留・涵
- 3 養機能の維持及び向上を図ることは不可欠である。
- 4 しかしながら、森林及び農地は、農山村の過疎化及び所有者や管理者の高
- 5 齢化が進行している地域を中心に、必要な手入れが十分なされず、水源涵養
- 6 機能の維持・発揮が困難となるおそれがある。また、雨水の地下浸透量の減少
- 7 は、湧水の枯渇、平常時の河川流量の減少とそれに伴う水質の悪化、洪水時の
- 8 流量増加をもたらすおそれがある。さらに、地下水の過剰採取による地盤沈
- 9 下は近年沈静化の傾向にあるものの、依然として沈下が続いている地域が多
- 10 数存在しているほか、いまだ地下水位が回復していない地域もある。
- 11 このため、地下水の水量や水質への効果や影響に留意しつつ、水の貯留・涵
- 12 養機能の維持又は回復に向けた取組を進めるとともに、取組の背景や効果等
- 13 に関する情報の提供を推進する。

(健全な水循環に関する教育の推進等)

- 16 水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであること、人の生
- 17 活の様々な面に深く関わっていること、その水量や水質等が、人の営みに大
- 18 きく影響を受けること等から、国民は、子どものうちから水の大切さを学び、
- 19 水を大事に使う考え方や行動を身に付けること、水が地域の歴史、風土、文化
- 20 に深く関わっていること、健全な水循環の維持又は回復の大切さ等を学ぶこ
- 21 とが重要である。
- 22 また、日々の暮らしの中で利用する水と水循環との関係が見えにくいこと
- 23 にも留意し、子どものみならず全ての国民が、改めて水の大切さ、健全な水循
- 24 環の維持又は回復の重要性を認識、理解し、自ら積極的に水を大切に扱うよ
- 25 うな取組を行うなど、健全な水循環の維持又は回復に取り組む環境づくりも
- 26 重要である。
- 27 水は循環しているが、時間的・地域的に循環が偏在しているために、そのま
- 28 ま資源として利用するためには量的・質的に制約がある。近代よりも前から
- 29 続けられてきた先人たちの絶え間ない努力や工夫の積み重ね、水インフラや
- 30 森林の整備及びこれらを維持管理する日々の絶え間ない努力によって我々の
- 31 水利用が支えられていることの認識を改めて醸成する必要がある。また、水
- 32 の「恵み」や水源地域の人々に共感、感謝するとともに、洪水や渇水などの

- 1 「災い」への対応も含め、水循環に関する様々な取組に子どもから大人まで、
- 2 とりわけ若年層等の多くの人が主体的に関わっていく風土や文化が社会全体
- 3 として醸成され、水循環に関心を持つ人がつながっていくことも重要である。
- 4 加えて、健全な水循環を次世代に引き継ぐためには、身近な水に触れ、水につ
- 5 いて学べる機会を創出し、水に関する意識を醸成することが必要である。
- 6 さらに、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深
- 7 めるため、「水の日」や「水の週間」が設けられており、これらの趣旨にふさ
- 8 わしい事業を計画的に進めることも重要である。
- 9 以上を踏まえ、水は人の営みにおける「恵み」と水災害等の「災い」の両面
- 10 を有していることを認識した上で、水の恩恵を享受し続けるために国民一人
- 11 一人が水循環の重要性を理解し、何をするべきかを考えて行動することがで
- 12 きるよう、また、気象、森林、農業、生物、化学等の分野と水循環の関連性と
- 13 の認知が進むよう、水循環に関する教育、普及啓発、広報、情報発信の推進を
- 14 図るとともに、産学官民が連携して健全な水循環の維持又は回復に関する国
- 15 民の自発的な活動が促されるような措置を講ずる。
- 16 特に、普及啓発及び広報については、「水の日」や「水の週間」の認知度を
- 17 含む水循環への意識の向上に向けて、地域の取組の支援、海外向けの情報発
- 18 信に積極的かつ戦略的に取り組む。また、教育ツールやプログラム等の作成
- 19 等を通じて、子どもから大人まで幅広い世代の人の水循環への認識と理解が
- 20 進むように努める。

22

(水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施と科学技術の振興)

- 23 水循環に関する調査研究は、個別分野の調査研究を基礎として、関係府省
- 24 庁が連携し、分野を横断して情報を共有した上で、全体を俯瞰して進めるこ
- 25 とが重要である。
- 26 現在、水循環に関連する課題としては、水インフラの老朽化、地球温暖化に
- 27 伴う気候変動等による水災害リスクの増大、水循環に伴う物質循環の変化、
- 28 地下水に関する実態把握等がある。
- 29 こうした課題への対処に不可欠である治水や水の安定供給に貢献する水イ
- 30 ンフラの維持管理・更新の技術、人工衛星等による監視・観測、地球温暖化に
- 31 伴う気候変動等のメカニズムの解明及び影響の予測、評価技術等の研究開発、
- 32 地下水の水量、水質を定量的に把握するための技術の研究開発の推進が重要

- 1 である。また、水循環の現状や流域マネジメントが地域の環境や人の活動に
- 2 及ぼす効果を「見える化」する水循環の健全性の評価方法等に関する調査研
- 3 究も重要である。なお、IoT、ロボット、AI等の先端技術をあらゆる産業や社
- 4 会生活に取り入れることにより、経済発展と社会的課題の解決を両立してい
- 5 く新たな社会である「Society 5.0」の実現も念頭に置き、健全な水循環の維
- 6 持又は回復に関する調査研究を推進する必要がある。
- 7 さらに、水循環に関する科学技術の振興と社会実装を促進するため、調査
- 8 研究の成果の利用しやすい形態での公表や共有化を進め、その有効活用を図
- 9 るとともに、開発された技術を、国内はもとより海外においても、正当な対価
- 10 で、円滑かつ速やかに普及させる仕組みが必要である。
- 11 これらについて、限られた予算や体制の下で行うためには、優先順位を考
- 12 えるとともに、実効性を伴う真に必要な調査研究を実施することと併せて、
- 13 低廉化技術の開発に取り組むことが重要である。また、調査データを最大限
- 14 活用するため、各機関が実施している調査データをいかに集約し、共有して、
- 15 利用する場面や利用者のニーズに応じて、使いやすい形で提供するかという
- 16 ことも重要な課題である。
- 17 以上を踏まえ、健全な水循環の維持又は回復に関する施策を策定し、全体
- 18 を俯瞰して実施するため、必要なデータを把握した上で、観測を含めた必要
- 19 な調査の実施やその成果の集約化及び共有化、研究の実施及び科学技術の振
- 20 興のための措置を講ずる。

22 (水循環に関わる人材の育成)

- 23 我が国の水循環に関わる水管理、供給、処理サービスには高度な技術が蓄
- 24 積されているが、それらは経験の積み重ねと次世代への継承を通じて初めて
- 25 維持、継続、更新されるものである。
- 26 健全な水循環を維持又は回復するための施策を推進していく上で、全ての
- 27 基礎となるのが人材育成である。しかしながら、今後、人口規模などの社会構
- 28 造が変化する中、水インフラの運営、維持管理、調査研究、技術開発など、水
- 29 循環に関わる人材不足と負担の集中が懸念される。また、このような状況の
- 30 中、技術の高度化、統合化に伴い、水循環に関する施策に従事する者に求めら
- 31 れる資質や能力もますます高度化、多様化している。健全な水循環の維持又
- 32 は回復のためには、流域単位の包括的な取組を中長期的に展望し、科学技術

- 1 の研究者やその技術、情報を使いこなす実務者を若年層、中高年層等の各世
- 2 代において育成することが重要である。
- 3 また、水インフラを適切に運営、維持管理していくためには、一定の技術的
- 4 知見に基づき基準類を体系化するとともに、それらを的確に実行することが
- 5 できる人材を育成することが不可欠である。このため、水インフラの運営、維
- 6 持管理に関する知見を集約することを検討するとともに、資格制度の充実や
- 7 研修等の実施が必要である。
- 8 さらに、健全な水循環の維持又は回復の取組の裾野を拡大し、水循環に関
- 9 わる人材を広く育成するためには、産学官民が連携し、水循環に関する取組
- 10 の知見やノウハウを有する専門的な人材に加え、新たに水循環に関心を持ち
- 11 つつある国民の参画も促すことが重要である。
- 12 人材育成は各分野に共通な課題であるため、産学官民、国内外の垣根を越
- 13 えた人材の循環や交流を促進し、より広範な視点での人材の育成を積極的に
- 14 推進する。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

- 17 事業者、国民又はこれらの主体が組織する民間団体等が、水循環と自らの
- 18 関わりを認識し、自発的に行う社会的な活動は、健全な水循環の維持又は回
- 19 復においても大きな役割を担っている。地域に根ざした民間団体等は、水循
- 20 環に関する活動の拡大とともに、行政など既成の枠を超えた独自の取組を展
- 21 開することが期待されている。また、従来行政が役割を担っていたものであ
- 22 っても自ら積極的に取り組んでいこうとする動きもある。このような民間団
- 23 体等の活動を促進するため、民間団体等との協力や役割分担の在り方につい
- 24 て検討し、協働型のシステムを構築することが重要である。
- 25 この際、自らが属している流域やその特性を認識した上で流域マネジメン
- 26 トに積極的に関わり、健全な水循環の維持又は回復を意識した活動が、地域
- 27 の健全な水循環の維持又は回復に寄与するだけでなく、民間団体等の価値の
- 28 向上にもつながることを周知する必要がある。そのためには、地域の水循環
- 29 の健全性を積極的に広報することにより地域の価値を高め、地域内外で認知
- 30 してもらうための取組が重要である。
- 31 また、民間団体等による社会的な活動を促進するためには、団体活動のマ
- 32 ネジメントの能力を持った人材の育成、活動のための資金の確保、活動の情

- 1 報開示、活動の知見やノウハウの提供、活動を行う民間団体等のネットワー
- 2 ク化等の課題の解決が必要である。
- 3 このような状況を踏まえ、民間団体等の自主的な活動の活性化、プラット
- 4 フォームの構築など民間団体等の連携を促すためのネットワーク化を進める
- 5 とともに、民間団体等の価値を高めるため、活動のための資金確保に向けた
- 6 知見やノウハウに関する事例等を含め各行政機関等が保有する情報の提供や
- 7 共有化等を図る。
- 8 さらに、水循環に関する学習活動等を、民間団体等を含めた地域的な広が
- 9 りに発展させる方策を推進する。

11 12

3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保

13

14 (安全で良質な水の確保)

- 15 安全で良質な水は、生活用水、工業用水、農業用水等を利用する者全てに恩
- 16 恵をもたらす。特に、安全でおいしい水への要請が高まり、安全・安心の面か
- 17 ら飲み水の質が一層重視されるようになっていることを踏まえ、水質を重視
- 18 したより一層の取組が重要である。
- 19 このような状況の中、水道の水源水域の水質保全、水道水の水質基準の逐
- 20 次見直しや水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)等に基づく取組を推進
- 21 する。また、原水水質など地域の状況に応じて、異臭味被害の更なる減少のた
- 22 め、高度浄水処理の導入等を進めるとともに、流域からの汚濁負荷削減など
- 23 の取組を推進する。

2425

(水インフラの戦略的な維持管理・更新等)

- 26 水インフラは、国民生活及び産業活動を支える重要な基盤である。しかし
- 27 ながら、高度経済成長期以降に急速に整備され、既に更新時期を迎えた施設
- 28 が急速に増加しているため、適切なリスク管理を行いつつ戦略的な維持管理・
- 29 更新等を図っていく必要がある。
- 30 また、将来における施設の機能、サービス水準及び安全性の確保のため、地
- 31 域の過疎化、少子高齢化等の状況に応じて、財政事情や人材不足、技術力維持
- 32 等の対応と併せて実施していく必要がある。

- 1 特に、地方公共団体が主体となり実施されてきた水道事業、下水道事業、工
- 2 業用水道事業等は、人口減少などの社会的状況の変化に伴う水使用量の減少
- 3 等により料金収入等が必ずしも十分とは言えないものもあり、老朽化する施
- 4 設の維持管理・更新に備え、広域連携、適切な資産管理及び多様な官民連携の
- 5 検討を行い、事業基盤の強化を戦略的に図ることが重要である。
- 6 また、農業水利施設のうち、農地周りの水路やため池については、集落をベ
- 7 ースとする地域の共同活動によって支えられてきたが、農村地域の過疎化、
- 8 少子高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により保全管理に支障が
- 9 生じつつあり、持続可能な保全管理の体制整備が重要となっている。
- 10 以上を踏まえ、老朽化した水インフラの長寿命化、適切な更新、耐震化等に
- 11 向けた戦略的な維持管理・更新等を推進する。

(水の効率的な利用と有効利用)

- 14 水利用の合理化については、農業水利施設を整備し、その結果として生じ
- 15 る農業用水の余剰を都市用水に転用する取組等が行われている。今後も、水
- 16 資源の有効利用の観点から、社会経済情勢の変化等により地域において生活
- 17 用水、工業用水、農業用水等の用途内又は用途間の需給にアンバランスが生
- 18 じた場合、地域の実情に応じ、関係者の相互の理解により、水の転用を更に
- 19 進めていくことが重要である。また、節水については、水を賢く使う意識の
- 20 醸成が必要である。
- 21 雨水や再生水は、平常時の利用のみならず、緊急時のトイレ洗浄用水、散水
- 22 用水、消防用水に活用できるなどの代替水源、親水用水への活用としての環
- 23 境資源、下水熱の有効利用等による省エネ・低炭素で持続可能なエネルギー
- 24 を創出するなどのエネルギー資源としての利用が期待されている。
- 25 以上のことから、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもので
- 26 あることに鑑み、水の効率的な利用や節水、雨水や再生水の利用など、水資源
- 27 の有効利用施策を推進する。

2829

(持続可能な地下水の保全と利用の推進)

- 30 地下水そのものや地下水が地表に現れる湧水は、飲用、浴用等の生活用水、
- 31 工業用水、農業用水等の水資源として、また、積雪地域の消雪や地下水熱等
- 32 のエネルギー源として多様な用途に利用されており、さらに、生物多様性の

- 1 保全の場、安らぎの場や環境学習の場の提供、観光資源等としての役割も果
- 2 たしている。
- 3 一方、一般的に地下水の移動速度は非常に遅いため、地下水汚染、塩水化な
- 4 どの地下水障害はその回復に極めて長期間を要する。特に地盤沈下は不可逆
- 5 的な現象であるため、いったん発生すると回復が困難である。
- 6 このため、地盤沈下、地下水汚染、塩水化などの地下水障害の防止や生態系
- 7 の保全等を確保しつつ、地域の地下水を守り、水資源等として利用する「持続
- 8 可能な地下水の保全と利用」を推進する。
- 9 地下水は、身近な水源として多様な用途に利用され、広く地域の社会や文
- 10 化と関わっている。一方、地下水の存在する地下構造は、極めて地域性が高く
- 11 多様性に富んでいること等から、地下水の賦存状況、収支や挙動、地表水と地
- 12 下水の関係等は未解明の部分が多い上、地下水の流動は帯水層の広がり等に
- 13 応じ複数の地方公共団体にまたがる場合がある。水が国民共有の貴重な財産
- 14 であり、公共性の高いものであることに鑑み、地域における関係者の合意形
- 15 成を図りつつ持続可能な地下水の保全と利用を推進するためには、地下水の
- 16 利用や挙動等の実態把握等から始める必要がある。
- 17 地下水の利用や地下水に関する課題等は一般的に地域性が極めて高いため、
- 18 課題についての共通認識の醸成や、地下水の利用や挙動の実態把握とその分
- 19 析、可視化、水量と水質の保全、涵養、採取等に関する地域における合意やそ
- 20 の内容を実施するマネジメント(以下「地下水マネジメント」という。)を、
- 21 地方公共団体などの地域の関係者が主体となり、地表水と地下水との関係に
- 22 留意しつつ、取り組むよう努めるものとする。国は、地方公共団体等の地域に
- 23 おける主体的な取組を支援する役割を担う。

(地球温暖化への対応)

- 26 国連気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第5次評価報告書では、気候
- 27 システムの温暖化には疑う余地がないこと、中緯度の陸地などで21世紀末ま
- 28 でに極端な降水がより強く、頻繁となる可能性が非常に高いこと、21世紀末
- 29 までに地域規模から世界規模で干ばつの強度や持続期間が増加する可能性が
- 30 高いことなどが示されている。また、環境省と気象庁によれば、21 世紀末に
- 31 おける我が国の年降水量については有意な傾向が見られないものの、大雨に
- 32 よる降水量と無降水日数は全国的に増加することが予測されている。そのた

- 1 め、今後、危機的な渇水被害、水害や土砂災害などにより水循環系が大きく変
- 2 化する可能性があることを念頭に、流域マネジメントにおいて水災害への対
- 3 応を一体的に行う必要がある。
- 4 近年、平成27年9月関東・東北豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成
- 5 30年7月豪雨、令和元年東日本台風などにより、全国各地で豪雨等による水
- 6 害や土砂災害が頻発するなど、甚大な被害が発生している。平成30年7月豪
- 7 雨では、気象庁が「地球温暖化による気温の長期的な上昇傾向とともに、大気
- 8 中の水蒸気量も長期的に増加傾向であることが寄与したと考えられている。」
- 9 と個別災害について初めて地球温暖化の影響に言及し、地球温暖化に伴う気
- 10 候変動が既に顕在化していることを明らかにした。令和元年東日本台風では、
- 11 堤防決壊・越水による大規模な浸水や水供給・排水システムの停止など、広域
- 12 的に人命や家屋、社会経済への甚大な被害が生じた。
- 13 今後、大雨による降水量の増加、海面水位の上昇により、水害や土砂災害が
- 14 頻発・激甚化し、水供給・排水システム全体が停止する可能性がある。また、
- 15 短時間強雨や大雨の発生頻度の増加に伴う高濁度原水の発生により、浄水処
- 16 理への影響が懸念される。さらには、海面水位の上昇に伴う沿岸部の地下水
- 17 の塩水化や河川における上流への海水(塩水)遡上による取水への支障、水温
- 18 上昇に伴う水道水中の残留塩素濃度の低下による水の安全面への影響やかび
- 19 臭物質の増加等による水のおいしさへの影響、生態系の変化等も懸念されて
- 20 いる。気温上昇により生じる農作物の品質低下(高温障害)やその防止のため
- 21 の用水需要の変化にも留意していく必要がある。
- 22 無降水日数の増加や積雪量の減少等の要因により、水資源開発施設の整備
- 23 が計画された時点に比べてその供給可能量が低下しており、近年も全国各地
- 24 において取水が制限される渇水が発生している。定量的な予測には不確実性
- 25 を伴うものの、地球温暖化に伴う気候変動の影響により供給可能量がさらに
- 26 減少する可能性があり、将来、渇水リスクの増大が懸念される。
- 27 現在、気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)に基づき平成 30 年 11 月
- 28 に閣議決定した気候変動適応計画に沿って、各府省庁において二酸化炭素な
- 29 ど温室効果ガスの削減を中心とした緩和策とともに、地球温暖化に伴う様々
- 30 な影響への適応策を進めているところである。地球温暖化その他の気候変動
- 31 に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済社会の持続可能な発
- 32 展を図るとともに、将来にわたり健全な水循環の維持又は回復を実現してい

- 1 くため、緩和策に全力で取り組むことに加え、現在生じており、また将来予測
- 2 される被害の回避や軽減を図る適応策を推進する。

4

(危機的な渇水への対応)

- 5 国民生活の向上と経済社会の持続可能な発展のために、全国で安定的に水
- 6 資源を確保することは国の政策の基本である。水資源開発は、高度経済成長
- 7 期の急速な水需要の増加に対応するため、原則 10 箇年第1位相当の渇水年
- 8 を基準として水の安定供給を目指し実施してきており、この結果、全国の水
- 9 資源開発施設の整備は一定の水準に達しつつある。
- 10 しかしながら、一部の施設は整備中であり、依然として不安定取水が残っ
- 11 ている地域が存在するなど、地域的には水の供給が十分に確保されていない
- 12 状況が見られる。これに加え、近年、気候変動に伴う危機的な渇水等、発生頻
- 13 度は低いものの水供給に影響が大きいリスクや課題が顕在化してきている。
- 14 そのため、従来の「需要主導型」の水資源開発から、「リスク管理型」の水の
- 15 安定供給へと水資源政策の転換を着実に推進する必要がある。
- 16 また、渇水による被害を防止、軽減するための対策をとる上で前提となる
- 17 既存施設の水供給の安全度と渇水リスクの評価を行い、国、地方公共団体、利
- 18 水者、企業、住民等の各主体が渇水リスク情報を共有し、協働して渇水に備え
- 19 ることが必要である。
- 20 このため、国、地方公共団体等は、地域の歴史、経緯、特性及び実情を踏ま
- 21 えつつ、危機的な渇水を想定し、関係者が連携して、渇水による影響、被害を
- 22 軽減するための対策等を定め、危機的な渇水に備える取組を推進するよう努
- 23 めるものとする。
- 24 また、我が国の産業と人口の約5割が集中する全国7つの水資源開発水系
- 25 において、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる水資源開発
- 26 基本計画が定められており、この基本計画を「リスク管理型」の新たな計画へ
- 27 と抜本的に見直す。これにより、危機的な渇水時も含めて水需給バランスを
- 28 総合的に点検し、既存施設の徹底活用を基本戦略としたハード対策と必要な
- 29 ソフト対策を一体的に推進し、安全で安心できる水を安定して利用できる仕
- 30 組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受できる社会を目指す。

31

32

1 (災害への対応)

- 2 我が国は長い歴史の中で、脆弱な国土に起因する水害や土砂災害、地震災
- 3 害などの「災い」から国民の生命や財産を守るための取組を続けてきた。
- 4 洪水氾濫に対する潜在的な危険性が高い我が国においては、洪水を安全に
- 5 流下させ、環境にも配慮しながら治水安全度を向上させる対策を進めてきた。
- 6 また、土砂災害対策、荒廃した森林における治山対策等も進めてきた。しか
- 7 しながら、災害対策の施設等の整備がいまだ十分ではないことに加え、地球
- 8 温暖化に伴う気候変動等による外力の増大などの要因により、水害や土砂災
- 9 害の頻発・激甚化が懸念されることや洪水氾濫、内水氾濫、土石流等の複合
- 10 的な水災害が発生していることから、防災・減災対策の重要性が増してきて
- 11 いる。このため、近年の洪水氾濫を踏まえ、行政、住民等が意識変革をし、
- 12 「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」
- 13 との意識の下、社会全体として洪水氾濫に備えることが必要である。
- 14 一方、近年の水害や地震災害などの大規模な災害では、施設の被災やエネ
- 15 ルギー供給の停止に伴う水供給施設の広域かつ長期の断水や、浸水による汚
- 16 水処理施設の機能停止が発生するなど、水インフラの脆弱性が顕在化してい
- 17 る。
- 18 今後想定される大規模な災害の発生により、水インフラが被災して、復旧
- 19 に要する期間が長期化した場合、水供給・排水システムへの甚大な被害や深
- 20 刻な衛生問題が発生することや、公共用水域や地下水の汚染が懸念される。
- 21 一方で、水インフラにおける耐震化等はいまだ十分であるとはいえない状況
- 22 である。
- 23 また、水供給・排水システムは、複数の施設管理者や利水者が関係している
- 24 ため、それぞれの目的に応じた施設が整備され、複数の水インフラにより複
- 25 雑なネットワークが構成されている。その結果、一部の施設が被災した際、ネ
- 26 ットワークにより供給が確保される場合もあるが、一方で被災事業者のみな
- 27 らず、水供給・排水システムにまで被害が波及するなど、広域的、長期的に影
- 28 響を及ぼす場合もある。
- 29 このため、行政や住民等が一体となり、有識者や利水関係者等の意見を踏
- 30 まえ、災害から人命・財産を守るための取組を推進していく。また、大規模災
- 31 害時や大規模停電時に、国民生活や社会経済活動に最低限必要な水供給・排
- 32 水システムが確保できるよう、水インフラの被災を最小限に抑えるための耐

- 1 震化や業務(事業)継続計画(BCP)の策定とその実施、水インフラ復旧にお
- 2 ける相互応援体制整備や人材育成にもつながる訓練の実施、地下水等の一時
- 3 的利用に向けた取組等を推進する。

4 水の利用における健全な水循環の維持

7 8

6

(水環境)

- 9 健全な水循環を維持し、人間活動に必要な水資源を持続的な方法で利用し
- 10 ていくとともに、生物の良好な生息・生育・繁殖環境を確保するためには、適
- 11 正な水量や水質の確保をはじめ、水環境の適切な保全管理がなされなければ
- 12 ならない。健全な水循環に及ぼす影響を回避又は可能な限り低減し、かつ効
- 13 率的な水利用を可能とするためには、関係者の連携の下、水量の確保と併せ
- 14 て、排水の適切な処理や規制等による汚染防止策が講じられるとともに、水
- 15 環境に配慮した水の適正な利用がなされることが重要である。
- 16 これまで、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的として、公
- 17 共用水域及び地下水における水質の目標である環境基準を設定し、これを達
- 18 成するための排水対策、地下水汚染対策などの取組を進めることにより、水
- 19 質汚濁を着実に改善してきた。
- 20 一方で、湖沼や閉鎖性海域、地下水の水質改善、生物多様性の保全、適正な
- 21 物質循環の確保など、水環境には、依然として残された課題も存在している
- 22 ことから、引き続き水環境の保全や回復を進めていく必要がある。
- 23 さらには、健全な水循環の維持又は回復について総合的な対応が図られる
- 24 よう、水量と水質、地表水と地下水、平常時と渇水時など、水循環に係る情報
- 25 を、関係者の連携の下、一体となって収集、共有、活用する体制を整えること
- 26 が重要である。また、水質の改善を一層進めるためには、適切な処理施設への
- 27 転換が重要である。
- 28 今後は、健全な水循環の維持又は回復という視点から、望ましい社会を見
- 29 据え、現在及び将来の社会の状況、技術レベル、生活の質を考慮した上で、関
- 30 係法令等を踏まえ、治水や利水との整合を図りながら、流域の特性に応じた
- 31 水量、水質、水生生物などの水環境が保全され、それらの持続可能な利用が図
- 32 られる社会の構築を目指す。

(水循環と生態系)

1

- 2 森林、河川、農地、都市、沿岸域をつなぐ水循環は、国土における生態系ネ
- 3 ットワークの重要な基軸である。そのつながりが、在来生物の移動分散と適
- 4 正な土砂動態を実現し、それによって栄養塩を含む健全な物質循環が保障さ
- 5 れ、沿岸域においてもプランクトンのみならず、固有の動植物の生息・生育・
- 6 繁殖環境が維持される。
- 7 このように、水循環は生態系の基盤であるとともに、生物多様性を保全す
- 8 る観点からも極めて重要である。
- 9 また、水循環は、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態
- 10 系から得ることのできる恵みである生態系サービスと深い関わりがある。こ
- 11 のため、流域における適正な生態系管理は、生物の生息・生育・繁殖場の保全
- 12 という観点のみならず、水の貯留、水質浄化、土砂流出防止、海及び河川・湖
- 13 沼を往来する魚類などの水産物の供給など、流域が有する生態系サービスの
- 14 向上と健全な水循環の維持又は回復につながることに留意が必要である。
- 15 さらに、各地域が生態系を含む地域資源を最大限活用しながら自立・分散
- 16 型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことによ
- 17 り、地域の活力が最大限に発揮されることも重要である。
- 18 こうしたことを踏まえ、森里川海を連続した空間として捉え、流域全体を
- 19 視野に入れた生態系の保全と再生の取組を推進する。

2021

(水辺空間の保全、再生及び創出)

- 22 河川や湖沼、濠、農業用排水路、ため池などの水辺空間は、多様な生物等の
- 23 生息・生育・繁殖環境であるとともに、人の生活に密接に関わるものであり、
- 24 地域の歴史、文化及び伝統を保持、創出する重要な要素である。また、安ら
- 25 ぎ、生業、遊び、賑わいなどの役割を有するとともに、自然への畏敬を感じる
- 26 場でもある。さらに、災害時のライフラインの代替やヒートアイランド現象
- 27 の緩和といった機能も有している。
- 28 一方、急激な経済発展等を経て水辺が人の生活や意識から遠ざかることに
- 29 なった経緯もある。こうしたことも踏まえつつ、水辺空間の更なる保全、再
- 30 生、創出を図るとともに、流域において水辺空間が有効に活用され、その機能
- 31 を効果的に発揮するための施策を一層推進する。

32

(水文化の継承、再生及び創出)

- 2 地域の人々が河川や流域に働きかけて上手に水を活用する中で生み出され
- 3 てきた有形、無形の伝統的な水文化は、地域と水との関わりにより、時代とと
- 4 もに生まれ、洗練され、またあるものは失われることを繰り返し、長い歳月の
- 5 中で醸成されてきた。一方で、地域社会の衰退に加え、自然と社会の急激な変
- 6 化がもたらした水循環の変化とその影響による様々な問題により、一部の地
- 7 域では、多様な水文化の継承が困難な状況も生じている。このため、流域の多
- 8 様な地域社会と地域文化について、その活性化の取組を推進し、維持を図る
- 9 ことにより、先人から引き継がれた水文化の継承、再生とともに、新たな水文
- 10 化の創出を推進する。
- 11 また、水源地域では、住民の生活再建対策とともに、様々な生活環境や産業
- 12 基盤の整備などの水源地域対策に引き続き取り組む。

1314

1

5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

1617

15

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

- 18 近年、世界各地で深刻かつ激甚な洪水、渇水が発生しており、水災害への対
- 19 応について、国際目標への位置付けや知見の共有など国際的な取組が一層重
- 20 要となってきている。また、世界的に見ると、安全な水や基本的な衛生施設
- 21 へのアクセスはいまだ不十分であることに加え、経済成長や都市化に伴う水
- 22 質汚濁や生態系への影響が懸念されることから、水供給施設や排水処理施設
- 23 の整備の充実が重要な課題となっている。さらに、食料不足や農村の貧困問
- 24 題に対しては、農業用水の効率的利用を進める必要があるが、農村コミュニ
- 25 ティにおける水管理は組織、技術の両面で不十分な状況にあり、水管理技術
- 26 の改善や人材育成等が重要である。
- 27 このような状況を踏まえ、水が人類共通の財産であることを再認識し、世
- 28 界における水の安定供給、適正な排水処理、水災害への対応等の強化を図る
- 29 ため、国際機関、非政府組織 (NGO) 等と連携しつつ、開発途上国の自助努力
- 30 を一層効果的に支援するなど、水に関する国際連携、 国際協力を推進する。
- 31 この際、我が国がリーダーシップを発揮し、我が国が培ってきた水災害への
- 32 対応などの経験や教訓を国際社会と共有することにより、世界の水問題の解

1 決に貢献する。

14

- 2 また、我が国の水循環に関する歴史や経験、その過程において培われた優
- 3 れた水関連制度、技術、それらのシステム等の海外展開を行うことは、世界の
- 4 水問題解決だけでなく、我が国の経済の活性化にも資するものであり、一層
- 5 推進する必要がある。このため、我が国の成長戦略、国際展開戦略の一環であ
- 6 る「インフラシステム輸出戦略」の着実な実施に向け、各国のニーズに応じ
- 7 て、構想、計画から維持管理までの一体的かつ総合的なシステムの海外展開
- 8 を促進する。この際、我が国の優れた水分野の技術やノウハウを活用したイ
- 9 ンフラシステムの海外展開を図るため、国は、地方公共団体、事業者等との連
- 10 携を強化し、案件形成の段階から事業者の海外展開を支援する。
- 11 なお、これらの取組はSDGsの達成にも寄与するものであり、このためには、
- 12 国内及び海外の関係者等に広く情報発信するとともに、我が国にとって有益
- 13 な海外の知見や情報を収集することが重要である。

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ 計画的に講ずべき施策

2

4

5

1

1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-

(1) 流域の範囲

- 6 健全な水循環を維持又は回復するためには、関係者が一定の方向性を共有
- 7 し、協力し合って活動する必要があることから、一定の地域単位ごとにその
- 8 枠組みを構築する必要がある。その際には河川に雨水が流入する水系単位の
- 9 流域に加えて、地域の特性と実情に応じ、地下水が涵養・浸透・流下・滞留す
- 10 る地域、水を利用する地域、陸域からの影響が及ぶ沿岸域を含め、人の活動に
- 11 より水循環への影響があると考えられる地域全体(以下これらを総称して単
- 12 に「流域」という。)を対象として考えることとする。

13

14

(2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方

- 15 流域マネジメントにおいては、流域ごとに流域水循環協議会を設置し、当
- 16 該流域の流域マネジメントの基本方針等を定める流域水循環計画を策定し、
- 17 流域水循環協議会を構成する行政などの公的機関が中心となって、各構成主
- 18 体が連携しつつ、流域の適切な保全や管理、施設整備、活動等を、地域の実情
- 19 に応じ実施するよう努めるものとする。
- 20 流域マネジメントでは、河川や湖沼の水系を単位とする流域全体における
- 21 マネジメントのほかに、特定地域における支川や湖沼等の小流域、行政区域
- 22 などの単位におけるマネジメントも求められている。このため、流域全体で
- 23 健全な水循環の維持又は回復が必要な水系においては、水系単位の流域水循
- 24 環協議会の設置を推進し、これとは別に地域の特性と実情に応じて、特定目
- 25 的の小流域や行政区域の流域水循環協議会を設置する枠組みを設け、地域経
- 26 済の活性化も視野に入れつつ、それぞれの活動を推進することとする。なお、
- 27 流域水循環協議会は、その持続性を担保するため、行政による補助金、民間の
- 28 資金、自己資金等の様々な手段により、財源を確保することが望ましい。
- 29 既に、水に関する関係者による個別の課題に対応した協議会等が設置され
- 30 ている地域がある。流域水循環協議会は、これらの活動を妨げるものではな
- 31 く、基本的には全体を包含するものとして、健全な水循環の維持又は回復に
- 32 関する基本事項を議論する場として位置付けられ、既存の協議会等は、流域

- 1 水循環協議会の部会又は分科会として段階的に位置付け、将来的には一体的
- 2 な枠組みとすることが望ましい。なお、既存の協議会等の体制や参加主体が、
- 3 流域マネジメントの目的や内容に適合する場合は、既存の協議会等を流域水
- 4 循環協議会として位置付けることができる。
- 5 また、持続可能な地下水の保全と利用を図るため、これを目的とした地下
- 6 水マネジメントを流域連携の一環として計画的に推進する。

9

1011

12

1314

15

1617

18

1920

21

22

23

24

25

26

27

28

(3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定

- 地方公共団体、国等は、既存の流域連携に係る取組状況など地域の実情に応じて、流域単位を基本として、地方公共団体、国の地方支分部局、有識者、利害関係者等から構成される流域水循環協議会の設置と流域マネジメントを推進するよう努めるものとする。
 - 地域の実情により、渇水への対応や地下水マネジメント、水環境等、水循環に関する特定分野を扱う協議会として流域水循環協議会を設置することや、水系単位の流域水循環協議会の下に特定分野又は小流域単位の部会又は分科会を設置することもありうる。
 - 水系単位だけでなく、その目的に応じ支川や湖沼、帯水層の広がり、 行政区域など、流域の大きさにかかわらず流域水循環協議会を設置し、 流域としては重層的な構造とすることもありうる。
 - 流域水循環協議会は、水循環に関する施策を推進するため、関係者の連携及び協力の下、水量、水質、水利用、地下水の状況、環境、文化、水災害の状況等の水循環に関する様々な情報を共有し、流域水循環協議会における様々な意見、流域の特性や既存の他の計画等を十分に踏まえつつ、流域水循環計画を策定する。その際には、水循環に関する施策を通じた地域のブランド力の向上など地方創生に関する取組についても留意する。なお、当該計画の策定の進め方は、計画の目的や対象範囲の大きさに応じて、流域水循環協議会を構成する関係者で決定する。
- 31 回は、地方公共団体等が流域マネジメントに適切かつ効果的に取り組 32 めるように、地方公共団体等と有機的に連携し、支援する。

○ 国は、異なる流域において活動する流域水循環協議会の連携や活動状況の共有を支援する。

2 3

4

5

6

7

8

9

1011

1

(4) 流域水循環計画

- 流域水循環計画には、①現在及び将来の課題、②理念や将来目指す姿、 ③健全な水循環の維持又は回復に関する目標、④目標を達成するため に実施する施策、⑤健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標、 等を地域の実情に応じて段階的に設定する。
 - 森林、河川、農地、下水道、環境等の水循環に関する施策については、 流域水循環計画で示される流域マネジメントの基本方針の下に有機 的な連携が図られるよう、流域水循環協議会において関係者は相互に 協力し、実施する。

1314

15

1617

18

19

20

21

22

12

(5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価

- 流域水循環協議会は、流域水循環計画の策定に当たって、行政、有識者、事業者、団体、住民等の様々な意見を調整し、反映するよう努めるものとする。また、住民等の意見が反映されるよう、住民代表の流域水循環協議会への参画、アンケートの実施、シンポジウムの開催その他の住民等の参画に必要な措置を地域の実情に応じて講ずる。
- 流域水循環協議会は、流域水循環計画の進捗と水循環の現状について 適切な時期に評価を行い、必要に応じて流域水循環計画の見直しを行 うよう努めるものとする。

2324

25

26

27

2829

30

31 32

(6) 流域水循環計画策定・推進のための措置

- 流域水循環計画は、流域水循環協議会が主体的に策定するものとする。
- 国は、流域水循環計画の策定推進や継続的な進捗管理のため、学識経験者等の協力を仰ぎつつ、流域ごとの目標を設定するための考え方等を示した手引きや流域マネジメントの参考となるノウハウの優良事例等を掲載する事例集の作成や更新、水循環に関する情報基盤の整備及び情報発信、支援窓口の設置、流域における水循環の健全性や流域マネジメントの施策の効果等を「見える化」する評価指標や評価手法の設定、研修・セミナーの開催、普及啓発や広報活動などの必要な支

援を行う。また、流域マネジメントの推進のため、流域水循環計画の 策定に取り組む地方公共団体等に対して水循環に関するアドバイザーを派遣する等の支援を行う。なお、これらの支援は、地域の健全な 水循環の維持又は回復に向けた取組を牽引する人材の育成、流域水循 環協議会等における財源の確保や体制の整備、流域水循環協議会間の 交流や有識者、事業者、団体、住民等の様々な主体の流域マネジメントへの参画を促進するための普及啓発や広報等の観点を踏まえて行 うこととする。

○ 地方公共団体は、流域水循環協議会による流域水循環計画の策定と計画に基づく水循環政策を推進するための体制の整備等の水ガバナンスの向上に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、流域における行政、有識者、事業者、団体、住民等の関係者の連携に関する施策の具体化を図るとともに、関係者が流域内の経済活動に関する理解を深めるよう努めるものとする。さらに、流域にある地元企業や大学など、地域に根ざした組織が流域マネジメントに参画するよう促すとともに、その知見を活用するよう努めるものとする。

2 貯留・涵養機能の維持及び向上

- 2 健全な水循環の維持又は回復のため、これからの社会資本整備や土地利
- 3 用等において、自然環境の持つ多様な機能を賢く利用するグリーンインフ
- 4 ラの整備など、貯留・涵養機能の維持及び向上のための取組を流域全体で推
- 5 進する。

6

7

8

9

1011

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

2829

30

31

32

1

(1) 森林

- 我が国においては、個々の森林に対して、異なる複数の機能の発揮が期待される場合が多いため、森林の現況、自然条件、地域ニーズ等を踏まえながら、水源涵養機能をはじめとする多面的機能を持続的に発揮させるための森林の整備及び保全を進める必要がある。
 - 全国の多様な森林について、森林計画制度に基づき、国、都道府県、 市町村、森林所有者等が連携しつつ、各々の役割に応じて体系的かつ 計画的な森林の整備及び保全の取組を推進する。また、平成31年4月 に施行された森林経営管理法(平成30年法律第35号)に基づき、経営 管理が適切に実施されていない森林について、森林所有者から市町村 等へ経営管理を委託する森林経営管理制度を推進する。
 - 民有林においては、森林施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備等を推進するとともに、水源涵養機能の高度発揮が求められる奥地水源林等であって、所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等においては、公的主体による間伐や針広混交林化などの森林整備を推進する。また、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布する国有林においては、国自らが適切な森林の整備及び保全を推進する。
 - 水源涵養機能の維持増進を通じた良質な水の安定的な供給と国土の 保全に資するため、ダム上流などの重要な水源地や集落の水源となっ ている森林について、保安林の計画的な配備やその適切な管理を推進 する。また、これら保安林について、浸透・保水能力の高い森林土壌 を有する森林を維持・造成することとし、荒廃地や荒廃森林を再生す るために必要な治山施設の設置と森林の整備を面的かつ総合的に推 進する。
 - 過疎化・少子高齢化の進展や、林業の収益性の低下、担い手の不足等

により必要な整備及び保全が行われない森林が増加するおそれがある中、水源涵養機能などの森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、これらの森林を有する山村に安定的な雇用を創出しつつ、山村に人が定住し、林業生産活動等を通じて森林を整備及び保全する必要がある。このため、直交集成板(CLT)などの新たな木材需要の創出や需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築等を通じて、山村の雇用創出に大きな役割を果たしている林業及び木材産業の成長産業化を図るとともに、新規就業者の確保・育成や山村の地域資源の活用への支援等を行うことにより、山村の活性化を推進する。

(2)河川等

- 水循環が地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること であることに鑑み、必要な河川流量の維持に努める。
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の水 害の頻発・激甚化に対応するため、洪水や雨水を河川や下水道で安全 に流下させるとともに、雨水貯留浸透施設の整備等により、その流域 の持つ保水・遊水機能を確保するなど、総合的な治水対策を推進する。

(3) 農地

○ 食料生産の基盤である農地は、農業生産活動が持続的に行われることにより、河川からの導水や雨水等を貯留・涵養する機能を発揮している。このため、農地の確保とその生産条件の維持、向上や、農業用水を河川等から農地に送配水し、河川等に還元する用排水路網の適切な保全管理と整備、多面的機能の発揮を促進するために、農業者だけでなく、地域の自治会、女性会、特定非営利活動法人(NPO)といった非農家や都市住民等の多様な人材の参画を得た地域コミュニティが取り組む共同活動に係る支援を推進する。

(4)都市

○ 地下水涵養機能の向上や都市における貴重な貯留・涵養能力を持つと ともに、気温上昇の抑制や良好な景観形成など多様な機能を有し、憩 いの場など豊かな生活空間を形成するグリーンインフラとして、多様

- 1 な主体の参画のもと、緑地等の保全と創出、民間建築物や公共公益施 2 設の緑化を図る。
- 3 民間等による雨水貯留浸透施設の設置を促進するなど、雨水の適切な 4 貯留・涵養を推進することで、浸水被害の軽減を図るとともに、水辺 5 空間の創出などの取組を推進する。

3 水の適正かつ有効な利用の促進等

(1) 安定した水供給・排水の確保等

3

5

6

7

8

25

26

2

1

ア 安全で良質な水の確保

- 安全で良質な水道水を常に供給できるようにするため、水道原水の水質保全に努めるとともに、水安全計画等の手法も活用し、水源から給水栓に至るまでの各段階でのリスクの把握、管理を行うなど、総合的な水質管理の徹底を推進する。

- - 公共用水域の水質保全のため、下水道、農業集落排水施設、浄化槽の 適切な役割分担の下での計画的な取組を促進する。
- 27 良質な農業用水の確保を図るため、農業水利施設や水質浄化施設等の 28 整備を推進する。

イ 危機的な渇水への対応

- 国、地方公共団体等は、危機的な渇水への取組を推進するため、水系・ 地域の歴史、経緯、特性及び実情を踏まえつつ、関係者が連携して、 渇水による影響や被害を軽減するための対策等を定める渇水対応タ イムライン(時系列の行動計画)を作成するよう努めるものとする。
 - 渇水対応タイムラインの作成及び運用に当たっては、水利用の調整及 び対応を行う者、水を供給する施設を管理する者、水の供給を受け用 水供給・配水の事業活動及び河川の流水を利用して事業活動を行う者 等で構成する「渇水対応協議会」を設置し、情報と認識の共有を図る。
- 国は、既存施設の水供給の安全度と渇水リスクの評価を行い、地方公 共団体、利水者、企業、住民等の各主体と渇水リスク情報を共有し、 協働して渇水に備える。
 - 大規模災害時における工業用水の生活用水等への活用事例を収集して、全ての工業用水道事業者で共有することを促進する。
 - 国、地方公共団体等は、渇水リスク情報等をもとに、水系・地域の歴史、経緯、特性及び実情や想定される社会経済活動、国民生活等への影響や被害を踏まえつつ、既存の水資源の有効利用の観点からダムの貯水・降水の状況等を勘案した上で、複数のダムの統合運用等による効率的な水供給の可能性を検討する。
 - 国は、水資源開発水系において、需要と供給の両面に存在する不確定要素を踏まえ、危機的な渇水時も含めて水需給バランスの点検を行い、新たな「リスク管理型」の水資源開発基本計画を策定する。これにより、危機的な渇水が発生した場合においても、国民の生活や経済活動に重大な影響を生じさせない必要最低限の水を確保すること等を新たな供給の目標に追加し、既存施設の徹底活用を基本戦略としたハード対策と合わせ、危機時において必要な水を確保するためのソフト対策を一体的に推進する。

(2) 災害への対応

ア 災害から人命・財産を守るための取組

○ 「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社

会の構築に向けた「国土強靱化」を実現するため、ハード・ソフトを
 適切に組み合わせた防災・減災対策を、保水・遊水機能の確保にも努めながらより一層推進する。

- 「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、「水防災意識社会」を再構築する取組として、洪水氾濫、内水氾濫、土石流等の複合的な水災害等に対して社会経済被害を最小化する「事前防災ハード対策」に加え、応急的に退避できる場所の確保や避難路等が被災するまでの時間を少しでも引き延ばす「避難確保ハード対策」や、「マイ・タイムライン」の作成をはじめとする「住民主体のソフト対策」など、ハード・ソフトー体となった対策を重点的に進める。
 - 湿原の遊水機能等、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を評価し、積極的に保全・再生することで、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)を推進し、生物多様性の保全に貢献するとともに、人口減少、水インフラ等の社会資本の老朽化等の社会構造の変化に伴い生じる課題や自然災害の激甚化に対応する。
 - 近年の激甚化する水害や土砂災害を踏まえ、気候変動の影響による降水量の増加などを考慮した治水計画への転換や、流域全体を見通した堤防強化や河道掘削の推進、利水ダム等の有効活用、ハザードマップを活用した実効性のある避難体制づくり、まちづくりと一体となった防災・減災対策の推進など、国や地方公共団体のみならず企業や住民とも連携した取組を検討する。
 - 国や地方公共団体はメディア等とも連携し、平時から災害情報や避難 行動につながるリアルタイム情報などの充実を図るよう努めるものと する。
- 豪雨や地震等に伴い発生する土砂災害や山地災害を防止するととも に、これらによる被害を最小限にとどめ地域の安全性の向上に資する ため、砂防設備、治山施設等の設置と機能が低下した森林の整備等を 推進する。

○ 台風や大雨等による災害に対応するため、これらの予測精度の向上や 観測体制の強化を図るとともに、住民避難を支援するための防災気象 情報の改善や利活用の促進等の取組により地域防災力の強化を図る。

イ 大規模災害時や大規模停電時における水の供給・排水システムの機能 の確保等

- 国、地方公共団体等は、大規模災害や大規模停電時においても、水の供給・排水システムの機能を最低限確保するため、水インフラの耐震化、耐水化、自家発電設備の設置等を推進するとともに、被災時の早期復旧が可能となるよう、近年の被災から得られた教訓を踏まえ、業務(事業)継続計画(BCP)の策定や見直しを推進するよう努めるものとする。
- 大規模な自然災害等に際して、被災地方公共団体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を行うため、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の体制、機能の拡充、強化を図る。
- 国、地方公共団体等は、水インフラの復旧における国等による技術支援、人員の派遣等を行う相互応援体制整備の支援、訓練の実施、応急復旧資機材等の確保や提供及び大規模災害時に利用できる水賦存量の把握を実施するよう努めるものとする。
- 国、地方公共団体等は、広域的な大規模災害時においても給水及び排水を確保するため、水道施設における他の系統から送配水が可能となる水供給システムや貯留施設の整備の推進、応急給水等の体制の強化や汚水処理施設におけるネットワークの相互補完化等を実施するよう努めるものとする。
- 国、地方公共団体等は、災害時の地下水の一時利用について研究を進めるとともに、その考え方や対応の検討を平常時から行い、災害時応急井戸の登録等の必要な対策を例示するなど、大規模災害時における地下水等の利用を推進するよう努めるものとする。
- 30 □ 国は、地方公共団体の取組を推進するため、戦略的イノベーション創
 31 造プログラム (SIP) による「災害時地下水利用システム」の研究開発
 32 を進めるとともに、その成果を用いたマニュアルの作成等による社会

実装に向けた検討を行う。

○ 国は、水資源開発水系において、新たな「リスク管理型」の水資源開発基本計画を策定する。これにより、地震等の大規模災害発生後であっても、国民の生活や経済活動に最低限必要な水を確保するとともに、水資源開発基本計画に基づく事業により、施設の被害を最小限に留め、早期に復旧を図ること等を新たな供給の目標に追加し、既存施設の徹底活用を基本戦略としたハード対策と合わせて、必要なソフト対策を一体的に推進する。

(3) 持続可能な地下水の保全と利用の推進

地盤沈下、地下水汚染、塩水化などの地下水障害の防止や生態系の保全等を確保しつつ、地域の地下水を守り、水資源等として利用する「持続可能な地下水の保全と利用」を推進する。このため、各種ガイドライン等による支援や地域の実情に応じた地下水マネジメントに取り組む。

帯水層の構造、地下水(水量、水質)の挙動、地表水と地下水の関係、地下水の利用実態、地下水採取の影響等については、未解明の部分も多い。このため、国、都道府県、市町村等は連携して、研究機関等の成果も生かしながら、地域の実情を踏まえ、これらの観測、調査、データ整備及び分析を推進するよう努めるものとする。また、国は、地下水を含む水循環の実態解明に関する調査研究を推進する。

また、現在、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部地域では、地盤 沈下防止等対策要綱に基づき、国が関係する県や市町村等と観測データを 共有するなど、国と地方公共団体が連携して地盤沈下の防止を目的とした 取水規制等を実施している。地方公共団体、国等は必要に応じて、これら広 域の地下水マネジメントの仕組みや、水循環解析等を用いた複数の地方公 共団体にまたがる地下水マネジメントの手法の活用を検討する。

ア 地下水マネジメント

- 持続可能な地下水の保全と利用を図るため、地域の実情に応じて地下 水マネジメントを計画的に推進する。
- 国は、①国、地方公共団体等が収集、整理するデータを相互に活用するため、共通の地下水データベースを構築するなどの環境整備、②地下水収支や地下水の水量、水質に関する挙動、地盤変動の把握、その

- 1 ための調査・解析技術の開発等を推進する。
- 2 回の地方支分部局は必要に応じ、後述の「イ 体制の整備」で述べる 3 地下水協議会に積極的に参画するとともに、地域の実情に応じて地方 公共団体等と連携し、環境整備や取組を推進する。
 - 都道府県は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、地下水マネジメントを推進するための自らの体制を整備し、市町村の自主的・主体的な取組を推進するための普及啓発や支援を行い、取組を段階的に推進するよう努めるものとする。
 - 地方公共団体、国等は、地域の実情に応じた地下水協議会の設置と運営を推進するよう努めるものとする(帯水層の広がり等に応じ複数の都府県又は市町村にまたがって地下水協議会を設置する場合を含む。)。
 - 地方公共団体、国等は、地域の実情に応じ、①地下水のモニタリング、 ②地下水協議会での決定事項に基づく取組(条例の制定等を含む。) 等を推進するよう努めるものとする。
 - 地下水の実態把握、涵養、普及啓発、その他の持続可能な地下水の保全と利用に関する取組は、地域における地下水の保全と利用の歴史と経緯、既存の取組や仕組みを尊重しつつ、その進捗度合いに応じて地域ごとに段階的に進める。

イ 体制の整備

- 地方公共団体、国等は、地下水の保全と利用に関して、関係者との連携調整を行うために、必要に応じて協議会等(本計画において「地下水協議会」という。)の設置を推進するよう努めるものとする。
- 地下水協議会は、地方公共団体及び国の地方支分部局に加えて、地下水採取者、地下水利用者、地下水量又は地下水質に著しい影響を受ける又は及ぼすおそれのある者、涵養などの地下水の保全に大きく貢献し得る者等から地域の実情や取組の進捗段階に応じて柔軟に構成するよう努めるものとする。また、地下水協議会は、必要に応じ地下水に関する制度面、技術面等について有識者から助言を得る。
- 地下水協議会は、地下水の涵養・浸透、流下、滞留、利用等やこれま での経緯、地域が抱える課題、行政区域等の状況を踏まえて、地下水

- マネジメントの対象とすべき地域を定める。なお、地下水の挙動や採取の影響範囲等については、必要に応じ水循環解析等を用いて把握する。また、調査、解析にあたっては、関係する行政などの公的機関、研究機関、学識経験者、団体等との協働も有効であることに留意する。
- 地下水協議会は、地域の課題と実情を十分に踏まえつつ、持続可能な地下水の保全と利用を図るため、地下水の実態把握、保全・利用、涵養、普及啓発等に関する基本方針を定め、これに基づき、取組を推進するための普及啓発、地下水モニタリング、協議会の決定事項に基づく取組等を段階的に行う。
- 流域の総合的かつ一体的な管理の方針の下、本来、地下水協議会(地下水という特定分野を扱う協議会を含む。)は、水系単位の流域水循環協議会と一体的な運営を図るべきであるが、水系単位の流域の範囲と帯水層の広がりが異なる場合もあり、両協議会の進展が必ずしも一致しない場合も考えられる。このため、当面並行して両協議会の設置を推進するとともに連携をしながら運営し、可能なところから一体的な運営を図っていく。

ウ 施策推進の実効性を確保するための方策

- 国民の価値観が多様化する中で持続可能な地下水の保全と利用を円滑に推進するためには、検討プロセス等の透明性や公平性を確保することが重要であることから、情報の積極的な公開や住民などの多様な主体の参画を促進する。
- アからウの持続可能な地下水の保全と利用の状態や施策の進捗状況 について、地下水協議会は適切な時期に評価を行い公表するとともに、 必要に応じて基本方針等の見直しを行うよう努めるものとする。

(4) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

○ 国、地方公共団体等は、国が定めた「インフラ長寿命化基本計画」に 基づき「インフラ長寿命化計画」(行動計画)を策定した上で、対策の 優先順位の考え方、水インフラの状況、対策内容と時期、対策費用等 についてまとめた「個別施設毎の長寿命化計画」(個別施設計画)を策 定し、計画に基づく取組を推進するよう努めるものとする。

- 1 国、地方公共団体等は、施設機能の監視、診断等によるリスク管理、
 2 情報基盤の整備や活用を行いつつ、施設の戦略的な維持管理・更新(老
 3 朽化対策)を実施するよう努めるものとする。
- 4 その際、安全・安心に関する必要な投資を確保した上で、中長期的な 維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化及び健 全な事業経営に向けた取組を支援するととともに、長寿命化に資する 新技術の研究開発・実証やその導入を推進する。
- 8 これらを着実に推進するため、事業の特性に応じた基準、指針、手引 9 き等の整備や研修、講習の充実による技術的支援を行う。
- 10 水道事業、下水道事業、工業用水道事業等の事業基盤の強化のため、 今後の人口規模等を見据え、地域の状況に応じた施設整備や事業運営 が必要となる。このため、必要に応じ、更新等に合わせて、施設の統 廃合やダウンサイジング、広域化等による施設の再構築、経営の統合 や管理の共同化、合理化を図るとともに、民間の経営ノウハウ、資金 力、技術力の活用を図るための官民連携の支援を行う。

17

18

19

20

21

22

23

- 農業水利施設の公益面を含めた役割や状況等について、関係者と情報 の共有化を図るとともに、農地周辺の水路等の適切な保全管理を通じ、 農業用水の有する多面的機能の発揮を促進するため、多様な人材の参 画を得た地域コミュニティが取り組む維持・補修などの共同活動に係 る支援を推進する。
 - 河川管理施設及び下水道施設の戦略的な維持管理・更新等のため、次世代社会インフラ用ロボットなどの新技術を活用した点検・診断技術の開発、導入等を推進する。
- 24 相互に関連する水インフラの管理者は、積極的な情報共有を行うなど、25 相互の連携を推進する。
- 26 水道管の漏水により失われる水量をできる限り低減させるため、老朽
 27 管の計画的更新はもとより、定期的な漏水調査などの漏水防止対策を
 28 促進する。

(5) 水の効率的な利用と有効利用

1 2 3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

ア 水利用の合理化

- 水が国民共有の貴重な財産であるとの認識の下、社会経済情勢の変化 や地域の特性等を踏まえ、関係者間において水利用に関する情報や流 量などの河川に関する情報を共有した上で関係者の相互理解を通じ て、生活用水、工業用水、農業用水等の用途内及び用途間の水の転用 を地域ニーズと実情に応じて推進する。
- 農業の競争力強化に向けて、一層の水管理の省力化や水利用の高度化、 適正な用水配分を図るため、水路のパイプライン化、水利用の調整施 設の設置、給水口の統廃合、ICT の導入などの農業水利施設の整備等 を推進する。

1314

15

16

17

18

19

20

21

イの南水及び再生水の利用促進

(雨水利用)

- 水資源の有効利用を図り、併せて下水道、河川等への流出の抑制に寄与することを目的とした雨水の利用の推進に関する法律(平成 26 年法律第 17 号)に基づく建築物を整備する場合の雨水の利用のための施設の設置や下水道施設を活用した雨水の利用を推進する。また、広報活動等を通じた普及啓発を推進する。
- 雨水利用施設(貯留タンク等)に関する基準及び評価の実態を調査し、 公表する。

222324

25

26

27

28

29

30

(再生水利用)

- 再生水について、水量、水質、生態系、都市景観、省エネルギー等の 視点から、多様な用途に活用できるよう更なる技術の開発や実績の積 み重ねを継続し、地域のニーズなど状況に応じた計画的な活用を推進 する。
- 渇水時等に下水処理水を緊急的に利用するための設備の整備等を推 進する。

理した上で、再生水の農業利用を推進する。

ウ節水

○ 更なる節水を促進するため、国内外を含めた節水先進事例の把握、民間主導の産学官連携による節水技術等の向上や普及、節水型の機器、施設等の導入推進、渇水時に必要な情報提供や技術的助言、国民の水を賢く使う意識を醸成するための普及啓発等を実施する。

(6) 水環境

(水量と水質の確保の取組)

- 国及び地方公共団体は、各流域において、地域における歴史、経緯及び実情、流域水循環協議会等での議論を踏まえ、時間的、空間的な観点を含めて、それぞれの流域における適正な水量と水質の確保について検討し、各流域の関係者は、必要に応じて取組を推進するよう努めるものとする。
- 河川管理者や関係地方公共団体等が連携し、河川の水量、水質の管理 及び測定に係る計画等を踏まえ、河川環境の適正な管理の観点から、 水量、水質の確保に努めるものとする。

(環境基準、排水規制等)

- 公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について、科学的知 見等に基づき必要に応じて見直しを進める。
- 環境基準として追加された底層溶存酸素量について類型指定を進め、 その活用により湖沼、閉鎖性海域等の水質保全施策の充実を図る。
 - 環境基準として設定されている大腸菌群数については、より的確にふん便汚染をとらえることができる指標への見直しについて検討を進める。
 - 工場、事業場からの排水に対する規制について、環境基準の維持、達成のため、必要に応じて見直しや追加を行う。

(汚濁負荷軽減等)

○ 生活排水対策として、持続的な汚水処理システムの構築に向け、下水

- 1 道、農業集落排水施設、浄化槽のそれぞれの有する特性、経済性等を 2 総合的に勘案して、効率的な整備・運営管理手法を選定した都道府県 3 構想に基づき、適切な役割分担の下での計画的な実施を促進する。
- 4 合流式下水道については、その汚濁負荷の分流式下水道並みへの改善 対策を推進する。また、放流先水域の水利用への影響を把握した上で、 必要に応じた対策を推進する。
- 7 みなし浄化槽(いわゆる単独処理浄化槽)から浄化槽への転換につい 8 て、令和元年6月に公布された浄化槽法の一部を改正する法律(令和 9 元年法律第40号)を踏まえた措置や予算制度の活用による転換費用 0 支援等を行うことで、更なる転換促進を進める。
 - 耕作や畜産等による面源からの汚濁負荷の軽減を図るため、適正な施肥の実施、家畜排せつ物の適正な管理を推進する。
 - 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による広域的な地下水汚染について、対策ガイドラインや解析モデル等を活用し、現状の把握や課題を明確化することで地域の関係者の合意形成を促し、窒素負荷低減のための取組を推進する。
 - 河川、湖沼等におけるマイクロプラスチックの分布実態に関する調査 を推進する。

20 (浄化、浚渫等)

11

12

13

14

15

1617

18 19

21

22

23

24

25

26

27

2829

30

31 32

- 水環境悪化の著しい河川、湖沼、水路等において、関係機関が連携して、陸域からの汚濁負荷の削減や浚渫、導水等による水質の改善を推進する。
- 公共用水域への排水の水質浄化や土壌流出の防止及び抑制を行う必要がある農村地域において、農地や水生植物が有する自然浄化機能等を活用する水路網の整備や、沈砂池等の設置、農地の勾配抑制等を推進する。

(湖沼、閉鎖性海域等の水環境改善)

○ 湖沼や閉鎖性海域等における水質改善に向け、既存の下水道施設の一部改造、運転管理の工夫による段階的高度処理を含む高度処理の導入、高度処理型の浄化槽の普及等を推進する。また、面源対策等の促進の

- ため、各主体や地域が連携した、より効果的な水質改善への対応策を 1 2検討する。
- 下水処理場においては、必要な水域について、排水管理に関する検討 3 や順応的な取組を推進する。 4
- 湖沼の水を水田のかんがい用水等として利用する場合には、水質保全 5 を図るため、循環かんがい施設や植生浄化帯などの水質保全施設の整 6 備等を推進する。 7
- 閉鎖性海域においては、陸域からの汚濁負荷量や各海域における水質 8 の状況等を把握しつつ、工場、事業場からの排水規制や水質総量削減 9 制度等に基づく取組を推進するとともに、総合的な水環境改善対策を 10 11 推進する。

14

15

17

(技術開発、普及等)

- 湖沼や閉鎖性海域における水質浄化等に有用と思われる先進的環境 技術について、効果や経済性等に鑑みて、普及を促進する。
- ダム下流の河川環境の保全等のため、洪水調節容量を有するダムでは、 16 ダムの弾力的な運用で生み出した水を活用し、河川に堆積した泥や藻 類を流掃するフラッシュ放流や、河川の形状(瀬、淵など)等に変化 18 を生じさせる中規模フラッシュ放流に取り組む。このほか、ダム上流 19 における堆砂を必要に応じて下流に補給する取組を推進する。 20
 - 高効率で効果的な水処理技術等について、技術の開発及び普及を促進 する。

23 24

25

26

27

21

22

(地域活動等)

○ 多様な人材の参画を得た地域コミュニティが取り組む水路やため池 等における景観形成やビオトープづくりなどの水環境の保全に係る 共同活動に対して支援を行う。

28 29

30

31

32

(7) 水循環と生態系

(調査)

○ 水循環に関わる生態系の保全及び回復に関する各種施策に効果的、効 率的に取り組むため、動植物の分布などの自然環境調査の広域的、継 続的な実施やモニタリングを行う。また、水に関わる自然環境に関する基礎的な情報を把握するため、「自然環境保全基礎調査」や「河川水辺の国勢調査」等により、河川、湖沼、沿岸域等における生物の生息・生育・繁殖状況等を定期的、継続的に調査を実施する。

(データ充実)

○ 各主体の連携による調査データの収集、提供等の体制整備を進めるとともに、市民参加型モニタリングの充実、大学や国、地方公共団体、民間等の調査研究機関、博物館等相互のネットワークの強化等を通じた情報の共有等を通じて、利用可能な自然環境データの充実を図る。

(生態系の保全等)

- 渡り性水鳥の重要な生息地となっている湿地については、湿地間のネットワークの構築及び維持や、鳥獣保護区の指定等による保全を進める。
- 生物多様性の保全上重要な湿地として選定した「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」においては、特にその保全上の配慮を促す。
 - 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との 調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境 及び多様な河川景観を保全、創出するために河川管理を行う多自然川 づくりを推進する。
 - 湿原の遊水機能等、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を評価 し、積極的に保全・再生することで、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)を推進し、人口減少、水インフラ等の社会資本の老朽化等の社 会構造の変化に伴い生じる課題や自然災害の激甚化に対応するとと もに、生物多様性の保全に貢献する。
- 河川、湖沼等において自然再生事業等による湿地等の再生や魚道整備等により生態系の保全、再生を図る。また、このような取組を実施するとともに、地域の多様な主体による流域の施策と連携し、生物多様性の保全や地域振興・経済活性化に資する生態系ネットワークの形成を推進する。
- 農地、農業水利施設等は食料の生産基盤であるとともに、生物の生息・

- 1 生育・繁殖環境として重要な役割を果たしている。このため、農村地 2 域の生態系ネットワークの保全、回復の視点も含め、河川及び湖沼の 3 取水施設における魚道の設置及び改良、水田と水路の連続性の確保等 4 による魚類等の遡上・降下環境の改善、魚類や水生生物等の生息・生 育・繁殖環境の保全に配慮した水路整備等を推進する。
 - 河川、湖沼、湿原、湧水地のほか、水田、ため池や水路などの人が築いてきた場を含めた生態系ネットワークを利用する希少な淡水魚類を事例として、新技術を活用しつつ淡水魚全般の保全方策を検討する。
 - 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号) に基づく特定外来生物について、飼養や放出等を規制するとともに、優先度を踏まえながら河川、湖沼、ため池等における防除を実施する。また、特定外来生物以外の生物も含めた侵略的外来種について、新たな侵入、拡散の防止を図るため、外来種被害予防三原則の普及啓発等を推進する。
 - 自然公園や自然環境保全地域などの指定地域等のうち奥山自然地域は、水循環において重要な役割を果たすものであり、保護管理を図っていく。
 - 自然再生推進法(平成14年法律第148号)に基づき策定する自然再生基本方針を踏まえ、河川及び湖沼、湿原、干潟等において、地域の多様な主体が連携して過去に損なわれた自然環境を取り戻す自然再生の取組を推進する。

23 (活動支援)

6

7

8

9

1011

12

13

14

15

16

17

18

19

20

2122

24

25

26

27

2829

- 流域の生態系保全に取り組む民間団体等の活動を支援する河川協力 団体制度等を推進する。
- 流域全体の生態系と水循環に培われた生態系サービスを介してつながる地域間の連携の下に行われる生態系の管理を支援するとともに、生態系サービスの要素間のバランスに配慮し、これらの生態系サービスに支えられた自然共生社会の実現に向けた国民意識の啓発活動に取り組む。
- 31 農地や用排水路の保全管理に併せ、生態系の保全、回復を図るための 32 多様な人材の参画を得た地域コミュニティの主体的な活動の支援を

1 行う。

2

3

(8) 水辺空間

- 河川が有する固有の自然、文化、歴史等を踏まえ、市町村や民間企業、 河川管理者等が連携し、水辺を生かして地域の賑わい創出を目指す 「かわまちづくり」を推進する。併せて、他の模範となる取組の表彰 を行う。また、市町村や河川管理者等が連携して、子どもたちが安全 に水辺に近づけ、環境学習や自然体験活動を行う「水辺の楽校プロジェクト」を推進する。
- 13 都市部等における濠や池、沼等の良好な水辺空間を確保するため、夏
 14 場のアオコ発生対策や導水などによる水質改善に取り組むとともに、
 15 有効な技術の普及展開を促進する。
- 16 農業用水の親水や景観保全に配慮した水路・ため池整備を行うなど、
 17 農村地域における水辺環境の保全を推進する。また、そのための各種
 18 技術資料の作成、技術情報の提供を通じた支援を行う。
 - 水辺空間を活用した活動を促進するため、河川の上流部などの地域に おける体験型観光等を推進する。
 - 再生水及び浄化槽放流水を利用した河川や水路への導水等により、水 辺空間の創出・再生を推進する。

2324

25

26

27

2829

30

31

1920

21

22

(9) 水文化

(水文化の継承、再生及び創出)

- 流域における多様な水文化の継承と、その基盤となる地域社会の活性 化を図るため、水文化に関する情報発信を行うとともに、「水の週間」 などの機会を利用して上下流の多様な連携を促進する。
- 水文化の継承、再生及び創出を図るため、「水の里応援プロジェクト」 として、水源地域等の魅力ある特産品や観光資源の発掘、プロモーションを観光業界と協力して行う。
- 32 水源地域における水文化の担い手である住民の生活環境や産業基盤

- 1 等を整備するため、水源地域対策特別措置法(昭和 48 年法律第 118 2 号)に基づく水源地域整備事業等を推進する。
 - 農業用水については、水路を開削した先人達の偉業や水路が育んだ営み、一年の豊穣や通水作業の安全を祈る祭事などの水文化の継承に向けて、ウェブサイトによる情報発信や地域の歴史を語り継ぐ「語り部交流会」などの活動を支援する。

8

9

1011

15

1617

18

19

3

4

5

(10) 水循環と地球温暖化

ア 適応策

- 国は、関係府省庁の連携協力の下、気候変動適応計画を踏まえ、水循環に関連する様々な分野の気候変動適応に関する施策を推進する。
- - 地方公共団体においても同様に、関係部局の連携協力を図り、水循環 に関連する施策に気候変動適応の視点を組み込むよう努めるものと する。
 - 気候変動に伴う水質等の変化が予測されていることを踏まえ、水質の モニタリングや将来予測に関する調査研究を引き続き推進するとと もに、水質保全対策を推進する。

2021

22

23

24

25

26

イ 緩和策

(森林)

○ 我が国の水循環の基盤である森林が温室効果ガスの吸収源として地球温暖化対策においても重要な役割を果たしていることに鑑み、その整備及び保全を推進する。

2728

29

30

31

32

(水力発電)

○ 水力発電は安定供給性に優れた重要な低炭素の国産エネルギー源であり、積極的な導入を推進するため、これまでも相当程度進めてきた大規模水力の開発に加え、現在、発電利用されていない既存ダム等への発電設備の設置など、既存ダム等についても関係者間で連携し有効

1 利用を促進する。

○ 河川の流水、農業用水、水道用水、下水を利用した小水力発電の導入 を図るため、水利使用手続の円滑化、調査・設計の支援及び設置・運 用コストの低減のための研究・開発を推進する。

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

1617

18

1920

21

22

4

2

(水処理、送水過程等での地球温暖化対策)

- 新技術の開発・普及等により消費電力を抑えた水処理などの下水処理における省エネルギー対策や雨水・再生水利用等の推進、下水汚泥等を用いたバイオガス発電や下水熱の地域冷暖房への活用など、下水汚泥、下水熱などの再生可能エネルギーの有効活用により温室効果ガスの発生を抑制する取組を推進する。また、資源の輸送時に排出される二酸化炭素の抑制が期待される下水汚泥の肥料としての再生利用を推進する。
- 水の移送等に伴うエネルギー消費の削減に向け、水道施設への省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入や、上流からの取水等による位置エネルギーの有効活用等を推進する。
 - 農業水利施設における再生可能エネルギーの有効活用を進めるほか、 農業集落排水施設から排出される処理水の農業用水としての再利用 や汚泥の堆肥化等による農地還元を図るとともに、省エネ技術の開発、 実証を行いその導入を促進する。
 - 浄化槽における使用エネルギーの低減に向け、低炭素型浄化槽の普及 推進や浄化槽システム全体での更なる低炭素化に向けた取組を実施 する。

4 健全な水循環に関する教育の推進等

2 (1) 水循環に関する教育の推進

- 3 (学校教育での推進)
- 4 小学校、中学校及び高等学校において、学習指導要領を踏まえ、発達
 5 の段階に応じた水循環に関する教育を推進し、健全な水循環に関する
 6 教養を高める。

(連携による教育推進)

- 水循環に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、学校教育関係者と水インフラの施設管理者、水循環に関する学習の場で活動している各種団体等との有機的な連携を促進し、参考となる事例を広く公表する。
- 森林、河川、農業、水道、下水道、環境、地下水、雨水管理等をはじめとする各分野の専門家が、健全な水循環に関する教育の推進に関与する仕組みづくりを進める。
- 地域や民間による水循環の科学的知見に基づく自主的な教育活動を 推進する。
 - 持続可能な開発のための教育(ESD)の視点を取り入れた環境教育プログラムの実践等を通じて、持続可能な社会の実現に向け、健全な水循環についての理解促進を図るとともに、地域における多様な主体の連携を推進する。

(現場体験を通じての教育推進)

○ 森林や農地が有する水源の涵養、国土の保全、地球温暖化の防止などの多面的な機能やその機能を発揮させるための必要な整備について、 国民の理解と関心を高めるため、森林や農地での青少年等の体験活動の機会の提供や指導者の育成等により、水循環に関する教育を推進する。 ○ 治水事業、利水事業等に関する現地見学会、出前講座等の場を通じて、 健全な水循環に関する教育や理解を深める活動を推進する。

2 3

(2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

(「水の日」及び「水の週間」関連行事の推進)

○ 国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深め、 認知度の向上を図るため、国は多様な主体が「水の日」及び「水の週間」関連行事に取り組むよう普及啓発、広報を行うとともに、国、地方 公共団体等が開催する「水の日」及び「水の週間」関連行事の情報を集 約し、ウェブサイトを活用して周知する。また、地域における水と人 との歴史・文化について、子どもから大人まで幅広い世代の国民が理 解と関心を深め、日常の生活や水利用との密接な関わりを意識するよ うな普及啓発、教育活動等により、国民に行事への参加を促し、「水の 日」及び「水の週間」の趣旨にふさわしい事業を推進する。

(戦略的な情報発信等)

- 国及び地方公共団体は、健全な水循環の維持又は回復に関する普及啓発活動に積極的かつ戦略的に取り組むとともに、NPOなどの各種団体による活動の積極的な支援に努めるものとする。具体的には、普及啓発、学術研究の推進、その他水源地域振興などの各種活動等において顕著な功績を挙げた個人、団体への表彰、メディアやインターネット等を通じた情報発信、分かりやすい指標又は水循環の健全性を総合的に評価できる指標の活用、健全な水循環に取り組む関係者のインセンティブを高めるための仕組みづくり、その他イベントやコンクール、講演会などの場を活用した普及啓発活動、水をテーマにした住民参加型の活動等の計画的な推進に努めるものとする。また、これらの取組に関する情報をわかりやすく集約、整理、発信することにより、多様な主体が連携しながら取組を継続できるよう努めるものとする。
- 国は、SDG s 達成の観点から、各主体の水循環に関わる取組に関する 情報を集約し、ウェブサイトを活用して周知する。

百選」など、優良な水環境等を顕彰するとともに、国内外にその情報 を普及、発信する。

(民間企業等が行う普及啓発活動への支援)

○ 健全な水循環の維持又は回復について、共通のシンボルマークやポータルウェブサイトを活用することを通じて民間の主体的、自発的、積極的な活動を政府一体となって促進することで、広く国民の理解と関心を深めるとともに、国民も含めた関係主体間の連携協力の機会をつくり、全国的な幅広い取組を推進する。

(海外向けの情報発信)

○ 我が国の水の安全性や水の美しい景観、水循環に関する制度等について、海外に広く普及啓発するため、外国語での情報発信や国際会議等における情報発信を行う。

5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

- 2 (協働活動への支援)

- 10 水源涵養機能などの森林の多面的機能を発揮させるため、住民等が行 11 う里山林等の景観にも配慮した整備活動等に対する支援を推進する。
 - 水源やその周辺の森林から海域のつながりへの関心や、水源地域の社会と文化への関心を深めるため、流域の上流と下流の交流を深める協働活動を支援する。

1516

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

12

13

14

1

(人材育成及び団体支援制度の活用)

- 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成 15 年法 律第 130 号)に基づく人材育成事業及び人材認定事業の登録制度によ り、森林における体験活動の指導等を行う森林インストラクター等の 養成講習や資格試験について国民への周知を促進する。
- 河川環境の保全などの活動を自発的に行っている民間団体等を対象 とした河川協力団体制度により、河川管理者は民間団体等と連携した 取組を促進する。
- 雨水の利用を社会に広めるため、雨水の利用に関する事例集の作成や情報発信等により、民間団体等が自発的に行っている技術者育成と資格制度の普及を支援する。

2728

29

30

31

(表彰)

- 水資源の開発及び利用並びに水源の涵養などについて、特に顕著な功績のあった個人及び団体を表彰することを通じて、地方公共団体や全国各地の民間団体等の水資源に関する継続的な取組を推進する。
- 32 全国の学校や企業、地方公共団体、民間団体、研究機関等を対象とし

た表彰など、水環境保全に係る活動を促進するため、関係者の意欲向 上や国際的なプレゼンス向上のための取組を推進する。

(地域振興)

○ 水源地域の人々への共感と感謝を基盤として、地域振興活動の担い手に関する活動情報の蓄積、共有や新たな担い手の育成等を行うためのネットワークを構築するとともに、アドバイザーの派遣等により上下流や他流域との流域連携組織の設立、運営を支援し、地域産品情報の発信等による地域産業の活性化を推進するなど、水源地域の継続的な振興を図るための活動を推進する。

(情報発信)

- 健全な水循環の維持又は回復に資する活動が企業価値の向上につな がるという意識を醸成するため、民間団体等による先進的な取組事例 などの情報を発信し、民間団体等の主体的、自発的、積極的な活動を 促進する。
- 全国各地で開催される水に関する様々なイベントの予定をあらかじめ紹介することにより、地方公共団体や民間団体等の主体的な取組を促進する。
 - グリーンインフラの社会実装を推進するため、国、地方公共団体、民間企業、大学、研究機関等、多様な主体が幅広く参画し、各自の知見や技術を共有するグリーンインフラ官民連携プラットフォームにおいても、雨水の貯留・涵養機能の維持・向上に資する取組等について、積極的に情報発信する。

6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

(1) 流域における水循環の現状に関する調査

- 3 (水量・水質調査)
- □ 国、地方公共団体等は、流域における降水量、河川の水位、流量及び水質並びに公共用水域や地下水の水位、水質等に関する調査を実施し、必要に応じて調査・観測体制の充実や新技術の導入により、データの集計、解析を実施するよう努めるものとする。
- 8 公共用水域における水質汚濁への効果的な対応策への基礎的資料と 9 するため、工場や事業場からの水質汚濁物質の排出量等の動向を把握 10 する。
- 11 必要となる農業用水量を確保するため、農業用水の利用実態を把握す 12 る。

1314

1

2

(水資源調査)

○ 水資源賦存量、用途別の全国の水利用量、渇水の状況、水資源に関する社会状況等を把握する調査を定期的かつ継続的に実施する。

17

18

19

20

21

15

16

(生物調査)

○ 水に関わる自然環境に関する基礎的な情報を把握するため、「自然環境保全基礎調査」、「河川水辺の国勢調査」、「全国水生生物調査」 等により、河川、湖沼、沿岸域等における生物の生息・生育状況等を 定期的かつ継続的に調査を実施する。

2223

24

25

26

27

2829

30

31 32

(地下水)

○ 国及び都道府県(必要に応じて市町村)は、地下水利用実態(生活用水、工業用水、農業用水等の利用目的、採取量、採取方法等)、帯水層の構造(地形、地質等)、地下水位、地下水質、地下水温、地盤変動、流動等の時系列データ、土地利用実態、湧水保全状況等の情報を効率化に配慮しつつ、地域の実情に応じて収集、整理するよう努めるものとする。また、国は、国、地方公共団体等が収集、整理するデータ(地下水位、地下水質、揚水量及びこれらに関する観測箇所情報等)を相互に活用するための地下水データベースを構築する。

(雨水及び再生水の利用)

- 6 再生水利用施設の利用用途、利用量や水質等の実態調査を実施する。

7 8

9

10

1

(調査結果の公表及び有効活用)

○ 国、地方公共団体等は、調査等によって得られたデータや分析結果の 公表に努めるものとする。なお、その際には、分かりやすく利用しや すいよう、オープンデータ化を図るなどデータの有効活用を図る。

1112

13

14

15

16

20

21

22

23

24

25

(2) 気候変動による水循環への影響とそれに対する適応に関する調査

- 気候変動が洪水や渇水等に及ぼす影響やそれに伴う水災害リスクの変化について、中長期的な降水等の予測情報の活用を含めた科学的知見を駆使し調査・分析を行う。
- 17 農業構造や営農の変化に加え、気候変動の予測情報等を活用し、それ
 18 らが農業水利施設等に与える影響やその適応策について調査・分析す
 19 る。
 - 気候変動と森林生態系に関する予測の不確実性を踏まえた順応的管理の実現に向けて、降雨や融雪の変化等を踏まえた森林の整備及び保全の効果を適時確認するための調査・観測体制の整備を推進する。
 - 渇水対策等の水資源の適切な管理に資する気象情報や地球温暖化予 測情報等の提供を行う。また、それらの情報について予測精度の向上 や利活用促進に取り組む。

科学技術の振興

- (流域の水循環に関する調査研究) 2
- 最新の科学技術や過去の研究事例を踏まえながら、関係する研究機関 3 や学会等とも連携しつつ、水循環の健全性の評価方法等に関する調査 4 研究を推進する。 5
- 森林群落やその周辺における水循環のモニタリング観測を推進し、森 6 林の変化や将来の気候変動等による農地等への水資源供給量に与え 7 る影響の定性的・定量的予測手法に関する研究開発に活用する。 8
- 安全で良質な水の確保のため、健康リスク評価に係る調査研究を推進 9 する。

11 12

15

17

18

19

10

1

(地下水に関する調査研究)

- 気象、地形・地質、地表被覆、水利用、水質等を基にした地下水流動 13 モデルや地表水と地下水の一体的な水循環解析手法及びそれを用い 14 た「災害時地下水利用システム」の研究開発を行う。
- 地下水の熱エネルギーを有効利用するため、被圧地下水を採取し、そ 16 の全量を同一の帯水層へ還元する帯水層蓄熱型冷暖房システムの一 般化に向け、地盤環境の保全等を踏まえ調査検討を推進する。
 - 森林の変化や将来の気候変動が森林流域からの渇水時流出量に与え る影響の定性的・定量的予測手法に関する研究開発を推進する。

20 21

22

23

24

25

26

27

28

(雨水に関する調査研究)

- 水量、水質、生態系、都市景観、省エネルギー等の観点から、民間団 体等が自発的に行う、雨水を多様な用途に利用できる調査研究を支援 する。また、水質向上、AI・IoT導入等更なる技術開発と、効果的な利 用方法等の事例を収集し、公表する。
- 雨水利用の方法や効果などの事例を幅広く収集し、分析、公表する取 組を推進する。

29

30

31

32

(水の有効活用等に関する科学技術)

○ 健全な水循環の維持又は回復を推進するため、水インフラの維持管理、 防災・減災、農業、地下水の保全等においてSociety5.0に掲げる超ス

- 1 マート社会の実現を目指し、社会課題の解決に向けた研究開発等を推 2 進する。
- 5 農業用水の弾力的な配水を可能とする調整施設の容量等を算定する 6 設計支援システムの開発を推進する。
- 7 農業水利施設全体の管理実態を踏まえて用水を効率的に送配水する 8 機能を評価、表示するツールの開発及び送配水管理技術の開発を推進 9 する。

15 (水環境に関する科学技術)

14

21

22

23

24

25

26

27

28

29

- 16 農業用水を対象とした水質モニタリングや水環境保全のための技術17 開発を推進する。
- 18 降水現象の極端化が予測される中、森林の水源涵養機能をより発揮さ 19 せるため、気候変動や森林施業が森林の水環境に及ぼす影響に関する 20 研究開発を推進する。
 - 汚水の高度処理や有効利用促進のための革新的技術の実証、ガイドライン化等により新技術の開発、普及を支援する。

(全球観測を活用した調査研究)

- これまで我が国が主導的な役割を果たしている地球観測に関する政府間会合(GEO)の国際連携枠組みを活用しつつ、人工衛星、船舶等による水循環に関する全球観測、解析、適応に関する科学技術研究・開発体制を発展、強化するとともにその利用に関する連携協力を推進する。

群、国内外のSAR (Synthetic Aperture Radar:合成開口レーダー)衛星群、光学衛星群の連携による定常的な連続観測システムを構築するとともに、これらによる観測データを地上観測データ、数値モデルを使って予測データとして集約したGSMaP等の衛星降水観測システムやデータベースの構築を推進し、準リアルタイム配信と精度向上を図ることにより継続的に運用し、関係機関及び各国と共有する。

(気候変動の水循環への影響に関する調査研究)

- 気候変動に伴う河川、湖沼、海洋等への水質に及ぼす影響の予測技術 を開発する。
 - 気候変動に伴う豪雨や渇水の甚大化が予測されていることに鑑み、水 資源に関するデータを含めた地球環境情報プラットフォームを整備す るとともに、気候変動予測技術の高度化を行い、将来の水資源に関す る影響(水害等)を評価するためのデータの整備等を推進する。

(調査研究成果の有効活用)

○ 国、地方公共団体等は、水循環に関する調査研究を一層進める観点から、調査研究により得られた成果を教育機関、民間団体等と共有するよう努めるものとする。

8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

2 (1) 国際連携

3 (水循環に関する国際連携の推進)

- 我が国は水と衛生分野に関する国際協力の最大の援助国であることから、この分野での全世界及び各地域における貢献実績を積極的に国際社会と共有するとともに、これまでの国際貢献により培われたネットワーク等を活用するほか、国際会議を互いの情報を共有する場としても活用するなど水循環に関する国際連携を戦略的に展開する。
- - 国連教育科学文化機関(UNESCO)、世界気象機関(WMO)、世界水パートナーシップ(GWP)など水循環と関連する国連機関・国際機関と連携・協働を図り、各国における水循環やあらゆるレベルでの統合水資源管理の取組を推進する。
 - 我が国主導により創設されたアジア・太平洋水フォーラム (APWF)、アジア河川流域機関ネットワーク (NARBO)、アジア水環境パートナーシップ (WEPA) などのアジアにおける水循環に関する連携を強化し、我が国が国際会議等の場で議論を主導することにより、SDG s 等をはじめとしたアジアでの水問題の解決に向けた取組を推進する。
 - 国際かんがい排水委員会(ICID)や国際水田・水環境ネットワーク (INWEPF)の活動と連携を図りながら、世界水フォーラム(WWF)やアジア・太平洋水サミット(APWS)などの国際会議において水田農業の 効率的な水利用や多面的機能の発揮等について情報の共有、発信を図る。

○ 国際湖沼環境委員会 (ILEC) や世界閉鎖性海域環境保全会議 (EMECS) との連携を図り、世界の湖沼環境の健全な管理とこれと調和した持続的開発や、閉鎖性海域の環境保全の問題を解決するための取組を推進する。

(国際目標等の設定・達成への貢献)

- SDG s の目標 6 や目標 13 などを踏まえ、各国の持続可能な水と衛生の 確保の実現に貢献する。目標 6.1「2030年までに、すべての人々の、 安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。」の達 成に関して、安全な水へのアクセスの向上のために、水道事業体の経 営改善や資金調達に対する協力を行うとともに、目標 13.1 「すべての 国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエン ス)及び適応力を強化する。」の達成に関して、気候変動への適応策 として干ばつに対して強靱な水源確保を支援する。また、目標 6.2 「2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施 設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、な らびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。」の達成 に関して、排水処理率の向上による生活環境の改善、水質汚濁の防止 等を図るため、下水道や分散型排水処理施設の整備などの生活排水対 策の普及が進んでいない地域における技術協力等を推進し、各国にお ける衛生施設の確保に貢献する。目標 6.5「2030年までに、国境を越 えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施す る。」の達成に貢献し、地域の水を巡る紛争を地域の状況に合わせて 解決していくため、統合水資源管理の取組を推進する。
- 国連等において、各国や水と災害ハイレベル・パネル (HELP) などの関係国際機関と連携し、水関連災害など、水に関連する重要課題についての経験共有、意識高揚、継続議論を図り、SDG s の目標 1.5「2030年までに貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性 (レジリエンス)を構築し、気候変動に関する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。」や目標 11.5「2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世

- 界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。」等の達成、さらには仙台防災枠組や気候変動に関するパリ協定の達成に貢献する。
 - SDGs の目標 6 や目標 13 をはじめ、水に関する取組は全ての分野に関連した分野横断的な重要性を有することに鑑み、それらの達成のために、SDGs のモニタリングを推進するとともに、国際社会での具体的取組が図られるよう、地域の多様な関係者との協働による取組をはじめ我が国の知見や経験を国際社会と共有する。
 - 平成 28 年 12 月に国連総会で採択された国際行動の 10 年「持続可能な開発のための水」の取組を生かし、水分野のみならず、貧困、防災、ジェンダー等の分野横断的な取組を加速させ、SDGs の達成へ国際世論の喚起を図る。

(2) 国際協力

(我が国の開発協力の活用)

○ 「開発協力大綱」において、我が国が率先して取り組む地球規模課題の一つとして、健全な水循環の推進を掲げていることを踏まえ、水と衛生分野において世界最大の援助国である我が国の開発協力を活用するとともに、これまでの我が国の開発協力を通じて得られた経験と知見を生かしつつ、世界の水問題解決への更なる貢献を図る。

 (我が国の技術、人材、規格等の活用)

- 水資源に関する国際連携の体制を強化し、国連、国際援助機関、各国等と協力しつつ我が国の水資源開発技術や人材を活用して、各国の水資源開発、管理のガバナンス、技術、能力向上に貢献する。
- 我が国で培ってきた統合水資源管理の経験、ノウハウと独立行政法人 水資源機構が有する公的な信用力、技術力を活用し、水資源分野にお ける質の高いインフラ整備に貢献する。
- 気候変動に対応した水資源の最適な管理の促進のため、アジア太平洋地域における能力開発や人材育成、地域ネットワーク形成などの事業を実施するユネスコ国際水文学計画(UNESCO-IHP)への協力を推進するとともに、開発途上国における温室効果ガス削減と汚染防止対策を同時に実現するコベネフィットアプローチに係る協力を推進する。

- 1 我が国で培ってきた法制度や技術、人材育成のための仕組みなどの知 2 見を生かし、アジア水環境パートナーシップ (WEPA) などの枠組みを 3 通じたアジア各国の連携強化、情報共有の促進、各国の要請に基づく 水環境改善プログラムの実施等により、水環境管理制度等の改善や水 処理技術の移転等を支援する。
- 6 下水道や浄化槽など我が国で発展してきた生活排水処理システムの 7 国際普及や国際基準化を図る。
- - 世界の水災害被害軽減に積極的に貢献するため、人工衛星の情報を活用した洪水、土砂災害等の予警報、洪水氾濫等による災害状況の把握システムを開発するとともに、国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター(ICHARM)と連携しつつ、国連機関、世界銀行(WB)、アジア開発銀行(ADB)、東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)等と協力し、アジア・太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF)などの場も活用して、これらの開発途上国等への導入を図る。
 - 地下水資源評価、地下水汚染など地球規模の地下水課題に関し、我が 国に蓄積された科学技術を活用し、知識の共有化、技術協力、国際社 会との対話を推進する。

25

26

27

2829

30

31 32

1314

15

1617

18

19

20

21

22

(3) 水ビジネスの海外展開

(水ビジネスの海外展開支援)

- 我が国の水インフラ関連企業等が有する漏水対策技術や水処理技術、 非開削管路敷設・改築技術などの優れた先端技術及びそれらのシステム等の海外展開を、金融支援、技術協力を含めて官民一体となって推 進する。
- 水資源分野において、統合水資源管理により、安全で良質な水の安定 供給と自然豊かな河川・都市環境の整備を実現してきた経験、ノウハ ウを生かし、独立行政法人水資源機構が有する公的な信用力、技術力

- 1 も活用しながら、我が国の水インフラ関連企業の海外展開を図るため 2 の取組を、官民が連携し推進する。
- 6 アジア等各国での水分野における事業実施可能性調査や現地実証事 7 業、セミナーの実施等により、我が国の企業及び地方公共団体による 8 水ビジネスの積極的な展開を推進する。

9 水循環に関わる人材の育成

1

2

9

10

11

12

1314

15

1617

18

19

20

21

22

23

24

2526

(1) 産学官民が連携した人材育成と国際人的交流

- 中長期的な観点から水循環に関わる各分野の専門的及び総合的な人材を養成するため、国、地方公共団体等の関係機関、大学、産業界等における技術開発、教育・研究の連携に取り組む。
- 6 水循環に関する法令、施策、取組等について研修、セミナー等を実施
 7 し、流域マネジメントの主体となる地方公共団体、国の地方支分部局、
 8 事業者、団体等の専門的及び総合的な人材の確保と育成を推進する。
 - 水インフラの維持管理、更新等に関する資格制度の充実や外部講師等による教育、研修等の実施を推進し、水インフラを管理する者の技術力等の向上を推進する。また、退職者の活用等により、若手の人材に対する技術等の継承を推進する。
 - 地域の活動として、水インフラの維持管理や水環境の保全、再生等に 貢献しているすべての世代の市民に対してその活動を支援するとと もに、交流を深めることにより、地域における水循環に関わる人材の 育成に貢献する。
 - 国連水関連機関調整委員会(UN-Water)、国連居住計画(UN-Habitat)、 国連教育科学文化機関(UNESCO)、国連環境計画 (UNEP)、世界気象 機関(WMO)、国連食糧農業機関(FAO)、国連大学(UNU)、世界銀行 (WB)、世界水パートナーシップ(GWP)、世界水会議(WWC)、メコ ン河委員会(MRC)、国際水管理研究所(IWMI)、アジア開発銀行(ADB) などの地域開発銀行、経済開発協力機構(OECD)などの水循環に関わ る分野の国際機関との人的交流を行うとともに、開発途上国等への国 際協力においても専門家を派遣するなどして、グローバルに活躍でき る人材の育成を推進する。

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に 推進するために必要な事項

1 水循環に関する施策の効果的な実施

- 5 本計画に掲げる諸施策については、水循環を取り巻く社会経済情勢等 6 の変化、社会や行政ニーズに的確に対応し、適切かつ効果的に行って 7 いくことが必要である。
 - 本計画に掲げる施策を推進する過程で、制度の見直し等が必要となった場合は、速やかに検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

2 関係者の責務及び相互の連携・協力

- - 地方公共団体は、国との適切な役割分担の下、地域の実情や特性に応じて水循環施策に柔軟かつ段階的に取り組むことが重要である。その際、複数の地方公共団体にまたがる広域的な取組が求められる場合は、国及び他の地方公共団体との連携強化や各部局の密接な連携による効率的な施策推進に努めることが重要である。
 - 事業者は、水の利用に当たり、水環境の保全、水利用における自主的な管理、効率的かつ安定的な水源の確保等に努めることが重要である。また、今後は特に、小水力発電の導入や省エネルギー等をはじめとした環境負荷低減に取り組むことも重要である。
 - 国民は、水循環に関するイベントや会議等への参加を通じ、水循環への理解を深めるよう努めるとともに、自らも水環境の保全、再生など健全な水循環の維持又は回復に向けた取組を行うことが重要である。
- 32 □ 国、地方公共団体、事業者、民間団体等は、「水の日」や「水の週間」

の意義を踏まえ、「水の日」や「水の週間」の認知度が必ずしも高くないことや安全・安心でおいしい水への国民の関心が高いことにも留意し、関係者間の連携の強化、情報の積極的な提供等を通じた「水の日」や「水の週間」の関連行事の強化及び参加の促進により、国民の間に広く健全な水循環の維持又は回復の重要性についての理解と関心を深めるよう努めるものとする。

3 水循環に関して講じた施策の公表

○ 水循環に関して講じた施策に関する報告について、毎年国会に提出し、 適切な方法により公表する。